【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出日】 平成30年3月16日

【事業年度】 第74期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

【会社名】カゴメ株式会社【英訳名】KAGOME CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺田 直行 【本店の所在の場所】 名古屋市中区錦三丁目14番15号

【電話番号】 (052)951 - 3571

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 佐伯 健

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区錦三丁目14番15号

【電話番号】 (052)951 - 3571

【事務連絡者氏名】財務経理部長佐伯 健【縦覧に供する場所】カゴメ株式会社東京本社

(東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号(日本橋浜町Fタワー13階))

カゴメ株式会社 大阪支店

(大阪市淀川区宮原三丁目5番36号(新大阪トラストタワー15階))

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第69期	第70期	第71期	第72期	第73期	第74期
決算年月		平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
売上高	(百万円)	196,233	193,004	159,360	195,619	202,534	214,210
経常利益	(百万円)	10,025	7,529	4,969	7,015	11,315	12,618
親会社株主に 帰属する当期純利益	(百万円)	6,480	5,105	4,366	3,441	6,764	10,100
包括利益	(百万円)	11,981	10,464	13,498	706	3,233	12,100
純資産額	(百万円)	104,432	113,023	124,566	126,344	97,991	105,853
総資産額	(百万円)	168,965	183,621	203,413	208,885	219,804	195,737
1 株当たり純資産額	(円)	1,020.86	1,094.07	1,204.77	1,201.96	1,043.89	1,150.50
1株当たり当期 純利益	(円)	65.15	51.39	44.01	34.64	68.30	114.03
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益	(円)			44.00	34.63	68.28	113.96
自己資本比率	(%)	60.1	59.1	58.8	57.2	42.1	52.1
自己資本利益率	(%)	6.7	4.9	3.8	2.9	6.4	10.4
株価収益率	(倍)	27.4	34.0	41.5	61.1	42.8	36.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,407	1,073	1,753	12,039	18,824	16,598
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,781	3,941	7,110	11,023	18,576	17,271
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,050	2,322	1,793	1,555	6,904	40,761
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	24,316	22,295	18,960	21,075	28,313	21,550
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	2,209 [1,561]	2,349 [1,643]	2,368 [1,530]	2,569 [1,513]	2,621 (2,129)	2,456 (2,119)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 第69期及び第70期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 3 平成26年6月18日開催の第70回定時株主総会決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。従いまして、第71期は平成26年4月1日から平成26年12月31日の9ヶ月間となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第69期	第70期	第71期	第72期	第73期	第74期
決算年月		平成25年3月	平成26年3月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
売上高	(百万円)	172,756	162,774	121,505	151,156	158,128	168,937
経常利益	(百万円)	10,687	7,812	5,235	6,526	9,514	11,641
当期純利益	(百万円)	6,128	4,541	4,074	3,237	3,018	5,318
資本金	(百万円)	19,985	19,985	19,985	19,985	19,985	19,985
発行済株式総数	(千株)	99,616	99,616	99,616	99,616	99,616	99,616
純資産額	(百万円)	100,039	105,005	114,374	115,436	86,785	90,788
総資産額	(百万円)	150,995	160,572	176,427	175,994	184,323	151,916
1株当たり純資産額	(円)	1,005.78	1,058.79	1,151.86	1,161.08	979.61	1,023.34
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円) (円)	20.00	22.00	16.5	22.00	24.50 (-)	30.00
1 株当たり当期 純利益	(円)	61.61	45.71	41.06	32.59	30.47	60.04
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益	(円)			41.06	32.58	30.46	60.00
自己資本比率	(%)	66.3	65.4	64.8	65.6	47.1	59.7
自己資本利益率	(%)	6.4	4.4	3.7	2.8	3.0	6.0
株価収益率	(倍)	29.0	38.3	44.5	64.9	95.9	69.7
配当性向	(%)	32.5	48.1	40.2	67.5	80.4	50.0
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	1,565 (425)	1,561 (440)	1,644 (443)	1,641 (437)	1,570 (415)	1,564 (425)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 第69期及び第70期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 3 平成26年6月18日開催の第70回定時株主総会決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。従いまして、第71期は平成26年4月1日から平成26年12月31日の9ヶ月間となっております。

2 【沿革】

年月	概要
明治32年	創業者蟹江一太郎西洋野菜の栽培に着手、最初のトマトの発芽を見る
36年	トマトソース(現在のトマトピューレー)の製造・販売を開始
41年	トマトケチャップ・ウスターソースの製造・販売を開始
大正3年12月	愛知トマトソース製造合資会社(現カゴメ㈱)設立
6年4月	カゴメ印 🚭 商標登録
8年6月	上野工場竣工、製造設備を近代化
12年 4 月	愛知トマト製造株式会社に改組
昭和8年8月	トマトジュースを発売
24年 4 月	東京連絡所(現東京支社)開設
7月	大阪出張所(現大阪支店)開設
8月	愛知トマト製造(株)、愛知海産興業(株)、滋賀罐詰(株)、愛知商事(株)、愛知罐詰興業(株)の関係 5 社を事業強化目途に合併、愛知トマト株式会社を設立
36年 4 月	カゴメビル㈱(現カゴメアクシス㈱、現連結子会社)を本社ビル管理会社として設立
7月	栃木工場(現那須工場)竣工
37年 6 月	茨城工場竣工
7月	本社販売課を分離し、名古屋支店を開設
9月	研究所開設(現イノベーション本部)
38年4月	カゴメ株式会社に社名変更
42年10月	台湾可果美股份有限公司(現連結子会社)を合弁・設立、海外トマト原料調達に着手
43年 7 月	富士見工場竣工
46年 3 月	カゴメ興業㈱(現カゴメ物流サービス㈱、現連結子会社)を物流子会社として設立
47年 4 月	東京本部(現東京本社)開設
51年11月	名古屋証券取引所市場第二部に株式上場
53年 9 月	名古屋証券取引所市場第一部に指定替
11月	東京証券取引所市場第一部に株式上場
58年 5 月	プランドマークを KAGOME に変更
平成3年6月	東京本部を東京本社に改称し、2本社制に移行
7年2月	野菜飲料「野菜生活100」を発売
10年 1 月	KAGOME INC.(現連結子会社、米国カリフォルニア州)設立
7月	現在地(東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号日本橋浜町Fタワー)に東京本社を移転
12年 1 月	企業理念(「感謝」「自然」「開かれた企業」)を発表
17年8月	可果美(杭州)食品有限公司(連結子会社)設立(平成29年 清算結了)
22年7月	Kagome Australia Pty Ltd. (現連結子会社 オーストラリア ビクトリア州)及びその連結子 会社 2 社を設立
29年12月	Kagome Senegal Sarl(現連結子会社)設立

3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社、子会社41社及び関連会社 5 社で構成され、国内外での食品の製造、仕入及び販売を主な事業内容としております。

当社グループ各社の事業に係る位置付けは、次の通りであります。

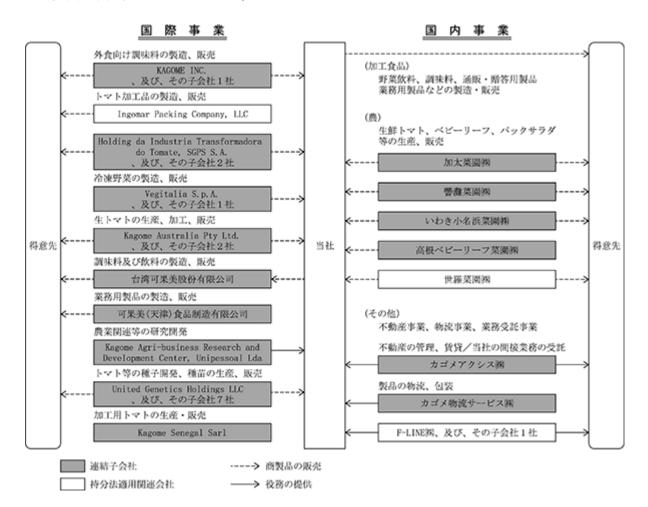
当社グループは、国内において、飲料や調味料等の製造・販売を行っている加工食品事業、トマトを中心とした生鮮野菜の生産・販売を行っている農事業の2つを主たる事業としております。また、トマトの種子開発から農業生産、商品開発、加工、販売までの垂直統合型ビジネスを国際事業として展開しております。

したがって、当社グループは国内事業である「加工食品」、「農」、「その他」及び「国際事業」の4つを報告セグメントとしております。

なお、各報告セグメントの概要は以下の通りです。

	セグメントの名称	主要製品及び商品等
	飲料	野菜生活100シリーズ、トマトジュース、他
	食品他	トマトケチャップ、トマト系調味料、ソース、通販・贈答用製品、他
	加工食品	
	農	生鮮トマト、ベビーリーフ、パックサラダ等
	その他	不動産事業、物流事業、業務受託事業
国	内事業	
国	際事業	トマトの種子開発・農業生産、商品開発、加工、販売

事業系統図は、次の通りであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 加太菜園(株)	和歌山県和歌山市	90	国内事業農	70.00	当社へ農産物を販売しております。 当社より原材料を仕入れております。 当社より資金の借入を行っております。 当社より銀行借入の債務保証を受けており ます。 役員の兼任があります。
響灘菜園㈱	福岡県 北九州市若松区	50	国内事業農	66.00	当社へ農産物を販売しております。 当社より原材料を仕入れております。 当社より資金の借入を行っております。 役員の兼任があります。
いわき小名浜菜園㈱ (注5)	福島県いわき市	10	国内事業農	49.00	当社へ農産物を販売しております。 当社より原材料を仕入れております。 当社より資金の借入を行っております。 当社より銀行借入の債務保証を受けており ます。 役員の兼任があります。
高根ベビーリーフ菜園㈱ (注5)	山梨県北杜市	3	国内事業農	39.00	当社へ農産物を販売しております。 当社より銀行借入の債務保証を受けており ます。 役員の兼任があります。
カゴメアクシス(株)	愛知県名古屋市中区	98	国内事業その他	100	当社の不動産管理等の業務を請負っております。 当社より土地・建物を賃借しております。 当社へ土地・建物を賃貸しております。 当社より資金の借入を行っております。 役員の兼任があります。
カゴメ物流サービス(株) (注 2)	愛知県大府市	80	国内事業その他	100	当社の物流業務を請負っております。 当社の製品の包装を行っております。 役員の兼任があります。
KAGOME INC.	米国 カリフォルニア州 ロスバノス市	百万米国ドル 15	国際事業	100	当社へ原材料等を販売しております。 当社より機械を賃借しております。 当社より銀行借入の債務保証を受けており ます。 役員の兼任があります。
Vegitalia S.p.A.	イタリア共和国 カラブリア州 サンマルコ アルジェンターノ市	千ユーロ 129	国際事業	100	当社へ原材料を販売しております。 当社より資金の借入を行っております。 役員の兼任があります。
Holding da Industria Transformadora do Tomate,SGPS S.A.	ポルトガル共和国 パルメラ市	千ユーロ 550	国際事業	55.51	当社へ原材料等を販売しております。 当社より資金の借入を行っております。 役員の兼任があります。
Kagome Australia Pty Ltd. (注2、4)	オーストラリア連邦 ビクトリア州	百万豪ドル 98	国際事業	100	当社へ原材料を販売しております。 当社より資金の借入を行っております。 当社より銀行借入の債務保証を受けており ます。 役員の兼任があります。
台湾可果美股份有限公司	中華民国台南市	百万台湾ドル 316	国際事業	50.40	当社へ製品等を販売しております。 当社より原材料を仕入れております。
可果美(天津)食品制造 有限公司	中華人民共和国 天津市	百万元 30	国際事業	100	当社より資金の借入を行っております。
United Genetics Holdings LLC (注2)	米国 デラウエア州 ウィルミントン	百万米国ドル 35	国際事業	100	当社へ原材料を販売しております。 当社より資金の借入を行っております。 当社より銀行借入の債務保証を受けており ます。 役員の兼任があります。
Kagome Agri-Business Research and Development Center Unipessoal Lda.	ポルトガル共和国 パルメラ市	千ユーロ 5	国際事業	100	当社の研究開発等の業務を請負っておりま す。
Kagome Senegal Sarl	セネガル共和国 ダカール州	百万セーファー フラン 600	国際事業	100	
その他18社					

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社)					
世羅菜園㈱	広島県 世羅郡世羅町	85	国内事業農	47.06	当社へ農産物を販売しております。 当社より原材料を仕入れております。 当社より資金の借入を行っております。 役員の兼任があります。
Ingomar Packing Company, LLC	米国 カリフォルニア州 ロスバノス市	百万米国ドル 27	国際事業	20.00	当社へKAGOME INC.を通じ、原材料を販売 しております。
F-LINE(株)	東京都中央区	97	国内事業その他	25.00	当社の物流業務を請負っております。
その他 1 社					

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 - 2 特定子会社に該当しております。
 - 3 上記連結子会社及び持分法適用関連会社は有価証券届出書又は有価証券報告書を提出しておりません。
 - 4 資本金には同社発行の優先株式60百万豪ドルを含めております。
 - 5 持分は、100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
国内事業	1,766 [1,001]
国際事業	690 [1,118]
合計	2,456 [2,119]

- (注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人数を外数で記載しております。
 - 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成29年12月31日現在

従業員数(名) 平均年齢(歳)		平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)	
1,564[425]	41.2	17.5	7,858,842	

セグメントの名称	従業員数(名)
国内事業	1,564 [425]
合計	1,564 [425]

- (注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人数を外数で記載しております。
 - 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
 - 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは、提出会社において労働組合が組織されております。

提出会社の労働組合は昭和47年4月9日に結成され、平成29年12月末現在における組合員数は1,014人であります。

労使関係は安定しており、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日)における日本経済は、政府や日銀の経済対策により、緩やかな回復基調が続きました。食品業界におきましては、「時短・簡便」「健康」「個食」など生活者が求める価値の多様化が進展する中、個人消費は堅調に推移いたしました。

このような状況の中、当社は、7年後にありたい姿として「食を通じて社会問題の解決に取り組み、持続的に成長できる強い企業」になることを掲げております。平成28年12月期からの3年間を対象とする中期経営計画では、ありたい姿の実現を目指し、重点課題である、 既存事業・カテゴリーのバリューアップ、 イノベーションによる新たなビジネスモデルの創造、 グローバル化の推進、 働き方の改革による生産性の向上などに取組み、更なる企業価値の向上に努めております。

売上高につきましては、主に国内事業において、主力の飲料事業の販売が好調に推移したことなどにより増収となりました。

営業利益につきましては、主に国内事業において、売上高の増加に加えて、販売促進費の効率的な活用など、収益構造の改革に取り組んだことなどにより、増益となりました。

なお、当社の連結子会社であったPreferred Brands International, Incの株式、及び投資有価証券の売却により、それぞれ21億71百万円、17億21百万円を特別利益に計上しました。

また、当社の連結子会社であるKagome Australia Pty Ltd.において減損損失12億97百万円を特別損失に計上しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は、前期比5.8%増の2,142億10百万円、営業利益は前期比9.3%増の119億68百万円、経常利益は前期比11.5%増の126億18百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比49.3%増の101億円となりました。

セグメント別の業績は、次の通りであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5[経理の状況] 1[連結財務諸表等] (1)[連結財務諸表] 注記事項(セグメント情報等)」をご参照ください。

(単位:百万円)

セグメントの名称		売上高		営業利益			
ピクメントの名称	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	
飲料	79,649	88,657	9,007	4,008	5,951	1,943	
食品他	67,264	68,984	1,720	4,135	4,749	614	
加工食品	146,913	157,642	10,728	8,143	10,700	2,557	
農	11,487	11,409	77	862	236	1,098	
その他	16,753	18,057	1,304	688	666	22	
調整額	15,354	16,835	1,481	-	-	-	
国内事業計	159,800	170,273	10,473	9,695	11,131	1,436	
国際事業	47,360	48,847	1,486	1,250	837	413	
調整額	4,626	4,910	284	-	-	-	
合計	202,534	214,210	11,675	10,946	11,968	1,022	

< 国内事業 >

国内事業の売上高は、前期比6.6%増の1,702億73百万円、営業利益は、前期比14.8%増の111億31百万円となりました。各事業別の売上高の状況は以下の通りであります。

加工食品事業

加工食品事業では、飲料や調味料等の製造・販売を手掛けております。

当事業における売上高は、前期比7.3%増の1,576億42百万円、営業利益は、前期比31.4%増の107億円となりました。

[飲料:野菜生活100シリーズ、トマトジュース、他]

飲料カテゴリーにつきましては、生活者の健康期待に対応できる「生涯健康飲料」を目指し、「ひとりひとりに、野菜をおいしく、かしこく」をキーワードに、新しい提供価値の開拓を図ることで野菜飲料全体の需要を喚起する活動に注力いたしました。

トマトジュースにつきましては、平成28年2月に日本初のHDL(善玉)コレステロールを増やす機能性表示食品として発売した「カゴメトマトジュース」に対してお客様より好評を頂いております。血中コレステロール対策として継続飲用頂くお客様が増え、売上は好調に推移しております。

野菜ジュースにつきましては、平成29年10月に血圧を下げる働きが報告されているGABAを含む機能性表示食品として発売した「カゴメ野菜ジュース」の売上が、好調に推移しております。

「野菜生活100」シリーズにつきましては、朝食における野菜不足の解決を目指す「朝ベジ」の提案に注力いたしました。また、野菜飲料の新しい飲用シーンを開拓するために「野菜生活100 Smoothie」シリーズの拡販に注力いたしました。お客様からは、今までの野菜飲料にはない飲みごたえや、間食に適した容器に高い評価を頂き、好調に推移しております。

「野菜一日これ一本」シリーズにつきましては、食前に野菜ジュースを飲むことで、食後の血糖値上昇を抑制できる「野菜ジュースファースト」の価値伝達活動を強化したことにより、堅調に推移いたしました。

これらの施策を行った結果、飲料カテゴリーの売上高は、前期比11.3%増の886億57百万円、営業利益は、前期 比48.5%増の59億51百万円となりました。

[食品他:トマトケチャップ、トマト系調味料、ソース、通販・贈答用飲料、他]

トマトケチャップにつきましては、家庭用では、「トマトで塩分コントロール」をキーワードに、トマトケチャップの価値伝達やプロモーションを強化し、業務用では、ホテル朝食など、ビュッフェに最適なディスペンサーによる需要喚起策などに注力した結果、販売が堅調に推移いたしました。また、全国各地のご当地ナポリタンの中から、日本一を決める「カゴメ ナポリタンスタジアム 2017」を平成29年5月に開催し、トマトケチャップ全体の需要を喚起する活動にも注力いたしました。

トマトケチャップを除いたトマト系調味料につきましては、お好みの魚介と野菜をトマトソースで蒸し煮する メニュー「トマトパッツァ」が、「野菜が摂れる魚介メニュー」として高い評価を頂いており、内食、中食、外 食でのメニュー化など育成に注力いたしました。

その他、贈答向け商品は、健康・おいしさ・思いやり・限定感といった当社ならではの価値を持つ商品の販売に注力いたしました。また、通販向け商品は、主力の飲料である「つぶより野菜」や飲料に次ぐ柱として育成に注力しているサプリメントが好調に推移いたしました。

これらの施策を行った結果、食品他カテゴリーの売上高は、前期比2.6%増の689億84百万円、営業利益は、前期比14.8%増の47億49百万円となりました。

農事業

農事業では、主に、生鮮トマト、ベビーリーフ、パックサラダ等の販売を手掛けております。

当事業における売上高は、前期比0.7%減の114億9百万円、営業損失は2億36百万円(前期は営業利益8億62百万円)となりました。

主力である生鮮トマトにつきましては、トマトの栄養素であるリコピンを豊富に含む「高リコピントマト」や -カロテンを多く含む「 -カロテントマト」など、高付加価値商品の販売に注力いたしました。

その結果、前期から出荷量は増加しましたが、年間を通じた市況悪化により、売上高は減少し、営業損失となりました。

生鮮トマトに次ぐ新たな柱として育成しているベビーリーフについては、平成29年10月から11月にかけて洗わずにそのまま使えるベビーリーフ「Green Vege Bowlベビーリーフミックス」、「Green Vege Bowlベビースピナッチ」の発売を開始いたしました。

その他事業

その他事業には、運送・倉庫業、不動産賃貸業、業務受託事業などが含まれており、売上高は、前期比7.8%増の180億57百万円、営業利益は、前期比3.2%減の6億66百万円となりました。

<国際事業>

国際事業は、トマトの種子開発から農業生産、商品開発、加工、販売までの垂直統合型ビジネスを経営戦略の柱とし、事業を展開しております。

当事業における売上高は、前期比3.1%増の488億47百万円、営業利益は、前期比33.0%減の8億37百万円となりました。なお、前期比には、円安による好影響が含まれており、この影響を除く売上高は、前期比1.1%減、営業利益は、前期比36.3%減となります。

主な子会社における現地通貨建売上高の概要は以下の通りであります。

KAGOME INC. (米国)は、グローバルフードサービス企業向けの販売は堅調に推移しましたが、当社との取引時期を変更したことによる一時的なグループ内売上の減少があり、減収となりました。Holding da Industria Transformadora do Tomate, SGPS S.A. (ポルトガル)は、堅調に推移いたしました。Kagome Australia Pty Ltd. (豪州)は、主要原材料である生トマトの収穫期に発生した記録的な降雨など、天候不良の影響を受け、収穫量が大幅に減少したことにより、減収となりました。

なお、Preferred Brands International, Inc. (米国)は、平成29年11月に株式を売却し、連結の範囲から除外したことに伴い、当連結会計年度は同社の10ヶ月間の売上高を連結しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、215億50百万円となり、前連結会計年度末比で67億63百万円減少いたしました。

各キャッシュ・フローの状況は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、165億98百万円の純収入(前期は188億24百万円の純収入)となりました。この主要因は、税金等調整前当期純利益が156億10百万円となったこと、減価償却費が58億13百万円となったこと、仕入債務が31億13百万円増加したこと(以上、キャッシュの純収入)、売上債権が29億93百万円増加したこと、関係会社株式売却益が21億71百万円となったこと、法人税等の支払いにより14億74百万円支出したこと(以上、キャッシュの純支出)によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、172億71百万円の純収入(前期は185億76百万円の純支出)となりました。この主要因は、Preferred Brands International, Inc.株式の売却により112億46百万円、定期預金の払戻により101億22百万円、有価証券の売却により29億38百万円、それぞれ収入となったこと、固定資産の取得により92億2百万円支出したことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、407億61百万円の純支出(前期は69億4百万円の純収入)となりました。この主要因は、長期借入れにより86億34百万円の収入となったこと、短期借入金の純増減により179億18百万円、長期借入金の返済により292億77百万円、配当金の支払いにより21億80百万円、それぞれ支出したことによります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメント毎に示すと、次の通りであります。

	セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
	飲料	31,191	4.7
	食品他	18,218	2.6
bi		49,410	3.9
農	nully views	3,330	14.2
7	一つ他	220	24.0
	国内事業 計	52,961	3.1
	国際事業	41,055	12.8
	合計	94,016	3.3

- (注) 1 金額は製造原価によっております。
 - 2 金額は消費税等を含めておりません。

(2) 受注状況

主要製品の受注生産は行っておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメント毎に示すと、次の通りであります。

セグメント	の名称	金額(百万円)	構成比(%)	前期比(%)
	外部顧客に対するもの	88,657		11.3
飲料	セグメント間取引	-		-
	計	88,657	41.4	11.3
	外部顧客に対するもの	68,984		2.6
食品他	セグメント間取引	-		-
	計	68,984	32.2	2.6
	外部顧客に対するもの	157,642		7.3
加工食品	セグメント間取引	-		-
	計	157,642	73.6	7.3
	外部顧客に対するもの	11,409		0.7
農	セグメント間取引	-		-
	計	11,409	5.3	0.7
	外部顧客に対するもの	1,022		26.9
その他	セグメント間取引	17,035		10.9
	計	18,057	8.4	7.8
調整額(注 1)	16,835	7.9	
	外部顧客に対するもの	170,073		6.4
	セグメント間取引	199		-
国内事業	計	170,273	79.5	6.6
	外部顧客に対するもの	44,136		3.3
国際事業	セグメント間取引	4,710		1.8
	計	48,847	22.8	3.1
調整額(注	± 2)	4,910	2.3	
連結売」	高	214,210	100.0	5.8

- (注) 1 国内事業内のセグメント間売上高を消去しております。
 - 2 国内事業と国際事業間のセグメント売上高を消去しております。

- 3 金額は消費税等を含めておりません。
- 4 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

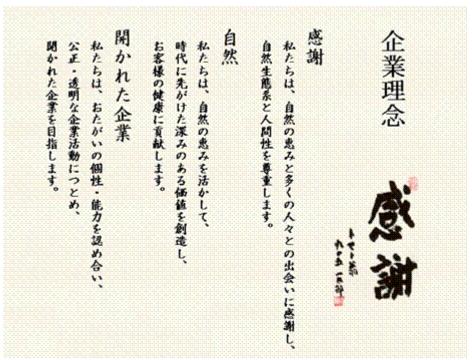
相手先	前連結会	会計年度	当連結会計年度		
1月子儿	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)	
伊藤忠商事㈱	43,932	21.7	46,814	21.9	

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

カゴメグループは、「感謝」「自然」「開かれた企業」を企業理念としております。これは、創業100周年にあたる平成11年を機に、カゴメグループの更なる発展を目指して、創業者や歴代経営者の信条を受け継ぎ、カゴメの商品と提供価値の源泉、人や社会に対し公正でオープンな企業を目指す決意を込めて、平成12年1月に制定したものです。



また、カゴメグループは今後も「自然を、おいしく、楽しく。KAGOME」をお客様と約束するブランド価値として商品をお届けしてまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略と目標とする経営指標

環境認識

中長期的な環境変化として、世界においては、人口の増加、異常気象による天然資源、食糧・水の不足が更に深刻化し、国内においては、人口減少や超高齢化社会の進行、それに伴う労働力不足や介護問題の深刻化などが予想されます。そのため、企業は今以上に、これらの課題に対応することで、社会に貢献していくことが求められます。

当社は社会環境の変化を予測し、その時代の要請を事業戦略に組み込みながら、当社ならではの方法で社会課題の解決に貢献することが、当社の社会的価値を高めることに繋がると考えております。そして、それらを実現するための新たな経済価値やビジネスモデルを創出する力の向上が、当社にとっての事業機会と捉えております。

中期経営計画及び長期ビジョン

<中期経営計画>

平成30年度までの3ヵ年を中期経営計画として位置づけております。最終年度に取り組む重点課題の達成により、次期中期経営計画からの飛躍的な成長に向けた準備を整えます。

平成30年度の国内食品業界は、人口減少による市場規模の縮小、輸入原材料価格・物流費の高騰、世界情勢の変化など、依然として不透明な状況が続くものと予想されます。この様な環境下、当社は平成28年度から平成30年度までを3ヶ年の中期経営計画と定めており、初年度、2年目共に好調に推移しました。

最終年度となる平成30年度は、持続的な成長を目指し、重点課題の取り組み推進、収益構造改革の継続により、中期経営計画の達成を目指します。

<国内事業>

飲料・食品・業務用・農など各事業の相互連携の強化と、商品企画・開発、プロモーション、生活者情報の収集といったマーケティング機能の統合により、一貫したコーポレートマーケティング戦略の展開を行ってまいります。これにより、既存事業・カテゴリーのバリューアップ、及びイノベーションによる新たなビジネスモデルの創造を目指してまいります。

また、SCM機能を強化するために、当社を含む国内食品メーカーの物流合弁会社F-LINE株式会社において食品物流の課題に対する取り組み、更なる物流体制の効率化を推進します。

<国際事業>

国際事業は、グループ各社が保有するトマトの種苗開発、栽培、加工、販売など各事業の垂直的な連携を強化し、顧客提供価値を最大化することにより、更なる成長を目指してまいります。

また、需要が拡大する西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)域内のトマト事業開発拠点として、平成29年12月に Kagome Senegal Sarl(セネガル共和国)を設立し、同国での加工用トマトの栽培・仕入・販売を開始致します。 将来的には、同国及びECOWAS域内のトマト加工品市場への参入を目指します。

業績が低迷しているKagome Australia Pty Ltd.においては、当連結会計年度に減損損失を計上いたしましたが、次期以降、事業の構造改革により確実な利益体質への転換を目指します。

その他、アジアにおける各事業の事業戦略の再設計及び、事業内容の最適化を行い、収益化を目指します。

<長期ビジョン>

当社は、長期ビジョンとして「トマトの会社から、野菜の会社に」を掲げております。事業領域をトマトから 野菜に広げ、価値ある野菜をさまざまな形態で提供することにより野菜摂取不足を解消させることで「健康寿命 の延伸」に貢献していきます。その他、「農業振興・地方創生」、「食糧問題」にも取り組んでまいります。

当社は、食を通じて社会問題の解決に取り組み、持続的に成長できる強い企業になることで、売上高3,000億円の達成を目指します。

(3)会社の対処すべき課題

平成30年度は、以下7点の重点課題に取り組んでまいります。

バリューアップ

事業や商品の価値を磨き、採算性を高める

新たなカテゴリー・ビジネスモデルの創造と収益化

フレッシュ化の推進と追求、高齢者対応商品の拡充、新たな健康寿命延伸事業の創造

グローバル化の推進と収益化

垂直統合型モデルの拡大、収益構造の改革推進、アジアにおける事業戦略の再設計及び最適化

ソリューションビジネスの推進

協働開発事業の探索、協働開発商品の拡大

働き方の改革と収益構造改革

SCM機能の強化と効率化の推進、生産性の向上、在庫の削減

企業価値向上への取り組み

最適なガバナンス体制の構築、品質・環境への取り組み深化、ダイバーシティの推進、健康経営の推進 資源配分の最適化

成長を支えるマネジメント構築、推進が出来る人材の育成と配分

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社の株式について、特定の買付者による大量取得行為が行われる場合に、株主の皆さまが当社の株式を売却されるか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものと考えられますが、その前提として、株主の皆さまに適切かつ十分な情報をご提供したうえで、ご判断を頂くために適切かつ十分な期間と機会を確保することが重要と考えられます。そのためには、当社取締役会が、大量取得行為を行おうとする者から詳細な情報を収集して、これを株主の皆さまにご提供するとともに、かかる大量取得行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるものと判断する場合には、当該大量取得行為に係る提案と当社取締役会が作成する代替案のいずれを選択すべきかについて、株主の皆さまに適切かつ十分な情報をご提供したうえでそのご判断を仰ぐことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるために最善の方策であると当社は考えます。

基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループは、この企業理念に則り、企業の成長は、社会の成長とともにあることを認識し、「開かれた企業」として、世界に広がるあらゆるステークホルダーの皆さまと手を携え、新たな価値ある商品を提供できるよう取り組んでおります。また、当社グループのつくる商品の価値の源は、「自然」であり、自然に根差し、農業から生産、加工、販売と一貫したバリューチェーンを持った世界でもユニークな企業として、この強みを活かし、グローバル市場を見据えて激しい環境変化に対応するスピードと競争力を強化する経営を推進しております。そして、すべてのステークホルダーに「感謝」の心を持ち、皆さまに愛され支持される会社であり続けられるよう、たゆまず努力をしてまいります。

(イ)中期経営計画による企業価値向上への取り組み

当社グループは、中期経営方針として持続的成長に向けた収益獲得基盤の強化に力点を置き、3つの重点課題に取り組みます。1つ目は既存商品の価値向上を通じて収益性を高める「バリューアップ」、2つ目は「働き方の改革」による生産性の向上、3つ目は新たな需要を創出する「イノベーション」です。

このような認識のもと、重点事業領域として、グローバルトマトサプライヤーの実現、生食用トマトの拡大と機能性野菜のパックサラダの開発、「トマトのことなら何でもカゴメに」と言って頂ける国内業務用事業の拡大、新たな需要創造に向けた「フレッシュ化への挑戦」に経営資源を集中させ、部門間の連携を強化することで、当社が持続的に成長する基盤づくりを進めます。

将来を見据えると、日本では3名に1名が高齢者という超高齢社会の到来、世界的には人口増加と経済発展及び気候変動に伴う資源・エネルギー問題、食糧問題などが深刻さを増すと考えられています。当社グループは、プロダクトアウト型からソリューション型の事業に発想を転換し、社会の変化と要請を事業戦略に組み込んでいくことで、今後も食を通じて社会課題の解決に貢献するとともに、新たな需要を創造し、収益獲得力を高めてまいります。

(ロ)コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

当社グループは、経営の透明性の実現、経営責任の明確化、スピーディーな意思決定、経営監視機能の強化をコーポレート・ガバナンスにおいて重要な事項と考えております。当社は、取締役の任期を1年とすることで経営責任を明確化し、経営判断・意思決定の過程で、その知識と経験に基づいた助言・提言をいただくことを目的に経営陣から独立した複数の社外取締役を選任しています。また、執行役員制度を採用し、取締役は、経営戦略の決定と業務執行の監督に、執行役員は、部門業務の執行に専念できる体制を整備しております。さらに、当社は平成13年から「ファン株主政策」として、個人株主づくりに積極的に取り組んできました。多くの株主様の目で当社の企業活動や経営成績についてご評価いただくことが、経営監視機能の強化につながる、との考えからです。

当社は創業した1899年(明治32年)以来、当社の企業価値を高めることに取り組んできておりますが、このような取り組みを推進することによって、より一層当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることができるものと確信しております。

基本方針に基づく不適切な支配の防止のための取り組み

当社はこのような考え方に基づき以下のとおり、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本ルール」といいます。)を制定し、導入いたしました。本ルールは、当社株式の買付(以下において定義します。)が行われる場合に、買付者(以下において定義します。)に対して、予め遵守すべき手続きを提示し、株主の皆さまに対して、買付者による買付提案に応ずるべきか否かを判断するために適切かつ十分な情報並びに期間及び機会をご提供することを確保するとともに、買付提案の検証及び買付者との交渉を行うことを通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益を害する買付を抑止し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

当社は、万一当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞がある買付の提案がなされた場合であっても、かかる買付提案に対する対抗策の発動は、株主の皆さまの株主共同の利益にかかわるものであるため、原則として株主の皆さまの意思を確認したうえで行うべきものであると考えております。そのため、本ルールでは、買付者から買付提案がなされた場合には、当社取締役会が買付者から詳細な情報を収集し、これを独立委員会(以下において定義します。)に提供したうえで、当社取締役会及び独立委員会において慎重かつ十分な検証を行い、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該買付提案は当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があると判断した場合には、株主の皆さまに対して、買付者の買付提案及び当該買付提案に対する当社取締役会の見解並びに当社取締役会が作成する代替案に関する適切かつ十分な情報を提供したうえで、速やかに株主意思確認総会等を開催することにより、株主の皆さまに対抗策を発動すべきか否かをご判断頂くこととしております。

なお、買付が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損することが明らかである場合や、買付者が本ルールを 遵守しない場合には、株主意思確認総会等を開催することなく、独立委員会の意見を最大限尊重のうえ当社取締 役会の判断に基づいて対抗策を発動します。

- 1 「買付」とは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付 その他一切の行為、または当社が発行者である株券等について、公開買付者及びその特別関係者の 株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けをいいます。
- 2 「買付者」とは、買付を行う者及び買付を行おうとする者(当社の同意を得ることなく、かかる買付に関する情報開示等を行う者及び買付提案を行う者を含む)をいいます。
- 3 「独立委員会」とは、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社の社外役員又は学識経験者等の中から、当社取締役会決議に基づき選任される3名以上の委員によって構成される委員会をいいます。

具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本ルールの設計にあたり、以下の事項を考慮し盛り込むことにより、本ルールが基本方針に 従い、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上させるために最善の方策であると考えております。

(イ)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省と法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しており、また企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」における提言内容と整合的な内容となっております。

(口)株主の皆さまの意思を重視するものであること

本ルールは、株主の皆さまにご判断をいただくために適切かつ十分な情報を提供したうえで、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があり、対抗策を発動すべきであるとの判断がなされた場合には、株主意思確認手続きを行うことにより、株主の皆さまに対抗策を発動すべきか否かを直接ご判断いただく方法を採用しています。

また、当社は当社取締役会において決議した本ルールを平成27年3月開催の定時株主総会において株主の皆さまの承認を得たうえで継続することとしており、その後当社株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合は、当該決議に従い変更又は廃止されるものとなっております。さらに、本ルールには有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されております。

このように、本ルールは、株主の皆さまの意思が十分に反映される仕組みを採用しております。

(ハ) 当社取締役会の判断による対抗策発動の制限

当社取締役会が株主意思確認手続きを行わずに対抗策を発動できる場合は、買付者が本ルールに違反した場合や買付が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損することが明らかな場合であり、かつ独立委員会が当社取締役会の判断による対抗策の発動に賛同する場合に限定されています。

(二)独立委員会及び第三者たる専門家の意見を重視

本ルールにおいては、買付者による買付提案に対して対抗策を発動するか否かの判断が適切になされることを確保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した3名以上の委員から構成される独立委員会を設置し、買付者からの買付提案に関する情報の収集、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるとして株主意思確認手続きに基づき対抗策を発動することの是非、及び株主意思確認手続きを行うことなく当社取締役会の判断により対抗策を発動することの是非等について、独立委員会の意見を諮問し、これを最大限尊重する仕組みを採用しています。

また、当社取締役会は、代替案及び買付者の買付提案に関する当社取締役会の見解の作成にあたり、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者(フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることが可能であり、かかる助言を得る場合には、これを尊重することにより、当社取締役会の判断が恣意的なものとならないよう配慮するものとされています。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財政状況等に影響を及ぼす可能性のある主なリスクについて記載しております。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成30年3月16日)現在において当社グループが 判断したものであります。

経済状況・消費動向

当社グループが製品を販売している市場は、その大部分を日本国内が占めております。したがって、日本国内における景気の後退、及びそれに伴う需要の減少、または、消費動向に影響を及ぼすような不測の事態の発生は、当社グループの業績と財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

市場競争力

当社グループ収入のかなりの部分は、変わりやすい顧客嗜好などを特徴とする激しい競争に晒されています。

当社グループは、こうした市場環境にあって、継続して魅力的な商品やサービスを提供してまいりますが、これを保証するものではありません。

当社グループが市場の変化を充分に予測できず、魅力的な商品やサービスを提供できない場合は、将来における売上の低迷と収益性を低下させ、業績と財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

原材料、商品の調達に関するリスク

当社グループは、原材料及び一部の商品を、複数の国から調達しております。これらの調達にあたっては、世界的な食料需給構造変化に伴う、安定的な価格や調達量確保に対するリスク及び調達先の国における下記のリスクが内在しております。

- ・予期しない法律または規制の変更
- ・政治、経済の混乱
- ・テロ、戦争等による社会的混乱

これらの要因は、当社グループにおける調達価格の上昇や供給不足の原因となるリスクを孕んでおり、業績と財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

天候リスク

当社グループの主要な事業である飲料事業などは、特に夏季における天候に左右されます。同時期における天候不良は、これらの事業における売上の低迷をもたらし、業績と財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは農作物を原材料に使用した商品が多いため、これら原材料の生産地にて天候不良などによる不作が生じた場合、調達価格の上昇や供給不足を招くリスクを孕んでおり、業績と財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

安全性に関するリスク

当社グループは、商品の品質、安全性を経営の最重要課題のひとつだと考えており、そのために様々な活動を 行っております。具体的には部門横断の品質保証委員会を毎月開催し、商品クレームや事故の未然防止活動、商品 表示の適正化に取り組んでおります。また、いわゆる「フード・ディフェンス」の考え方を取り入れ、意図的な異 物混入を防御すると共に異常が無いことを証明できる体制づくりを行っております。

しかしながら、異物混入などの事故・被害によりブランドイメージを損ね、回収費用や訴訟・損害賠償などにより業績と財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、商品の品質や安全性を確保するためのトレーサビリティーの強化などは、そのシステム構築に多大な費用がかかる可能性があり、これらも業績と財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

為替変動に関するリスク

当社グループは、国外における事業も展開しております。各地域において現地通貨にて作成された財務諸表は、連結財務諸表作成のために円換算されております。このため、為替の変動は、現地通貨における価値に変動がなかったとしても、当社グループの業績と財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが原材料及び商品の一部を調達している国外との取引は、為替変動の影響を受ける可能性があります。こうした影響を最小限に止めるべく、当社グループではヘッジ方針に従ったヘッジ取引を行っておりますが、中長期的な為替変動は、当社グループの業績と財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

減損会計に関するリスク

当社グループでは、事業の用に供する不動産をはじめとする様々な資産を所有しております。こうした資産は、 時価の下落や、将来のキャッシュ・インフローの状況により、減損会計の適用を受ける可能性があります。これら は業績と財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

グループ外委託先への商品供給の依存

当社グループでは、一部の商品についてグループ外の複数の委託先に、その供給を依存しております。こうした 委託先にて充分な生産が確保できない場合、業績と財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

有価証券の時価変動リスク

当社グループでは、売買を目的とした有価証券は保有しておりませんが、様々な理由により、売却可能な有価証券を保有しております。

これらの有価証券のうち、時価を有するものについては、全て時価にて評価されており、市場における時価の変動は業績と財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

公的規制に関するリスク

当社グループでは、事業活動を展開する各国において、様々な公的規制を受けております。

これらの規制を遵守できなかった場合は、当社グループの活動が制限される可能性や、コストの増加を招く可能性があり、業績と財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

天災リスク

当社グループでは、生産ラインの中断による潜在的なリスクを回避するため、必要だと考えられる定期的な災害防止検査と、設備点検、更にサプライチェーンの複線化などの災害対策を行っております。

しかしながら、天災等による生産施設における災害を完全に防止できる保証はありません。こうした影響は、売上高の低下、コストの増加を招く可能性があり、業績と財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

情報システムに関するリスク

当社グループでは、販売促進キャンペーン、通信販売等により多数のお客様の個人情報を保持しております。当社グループは、これらの重要な情報の紛失、誤用、改ざん等を防止するため、システムを含め情報管理に対して適切なセキュリティ対策を実施しております。

しかしながら、停電、災害、ソフトウエアや機器の欠陥、コンピュータウィルスの感染、不正アクセス等予測の 範囲を超える出来事により、情報システムの崩壊、停止または一時的な混乱、顧客情報を含めた内部情報の消失、 漏洩、改ざん等のリスクがあります。このような事態が発生した場合、営業活動に支障をきたし、業績と財政状況 に悪影響を及ぼす可能性があります。

環境に関するリスク

当社グループでは、廃棄物再資源化、省エネルギー、二酸化炭素排出の削減の徹底を図り、事業を遂行していくうえで環境に関連する各種法律、規制を遵守しております。

しかしながら、関係法令等の変更によって、新規設備の投資、廃棄物処理方法の変更等による大幅なコストの増加が発生する場合、業績と財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

カントリーリスク

当社グループは、複数の国で事業を展開しております。各国の政治・経済・社会・法制度等の変化や暴動、テロ及び戦争の発生による経済活動の制約、サプライ・チェーンや流通網の遮断等が発生した場合、業績と財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成29年8月14日に当社子会社である米国 Preferred Brands International, Inc.の当社保有の全株式を Effem Holdings Limitedに譲渡する株式譲渡契約を締結いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況」の「1 連結財務諸表等」における注記事項(企業結合等関係)をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社グループは、独創的でイノベーティブな製品開発や健康情報発信を行うため、品種・栽培技術、素材・加工技術、機能性エビデンスに関する研究を研究施設併設の試験圃場やパイロットプラント等で行っております。また、当社グループの事業基盤を強化するため、品質保証技術の高度化と、技術知的財産の保護・活用に取り組んでおります。

また、長期経営ビジョン「トマトの会社から、野菜の会社に」の実現に向け、経営戦略と研究テーマの連動、社内外の連携・協働による新たな研究テーマやコンセプトの創出を積極的に進めております。2017年10月に国立研究開発法人 産業技術総合研究所との間で包括的な共同型研究契約を締結し、研究者を派遣しました。異業種も含めたオープンイノベーションによる新たな価値創りを加速させ、長期ビジョンの達成を目指しております。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は、33億46百万円であります。

本年度の主な概要とその成果は、次の通りであります。

品種・栽培技術研究の分野においては、トマトの遺伝資源の蓄積と新品種開発、栽培技術研究を推進し、温暖化対策としての病害抵抗性を有する生鮮トマト品種や、農作業労働者の負荷の軽減に対応した機械収穫適性の高い加工用トマト品種など、計4件の品種登録出願を行いました。また、子会社のUnited Genetics社との連携を強化し、トマト品種開発のスピード・効率の向上に努めています。加えて、野菜の会社に向けて、野菜の分野における研究を拡充、推進しております。

素材・加工技術研究の分野においては、トマト・野菜本来の香味、性状や栄養価値・機能を最大限引き出した 新規素材の開発、及び加工技術の高度化を行い、商品の価値を高めるための活動を推進しております。本分野は 特に、自社開発技術のみならず、他社技術との連携を積極的に進めております。

機能性エビデンス研究の分野においては、緑黄色野菜を主とした機能性研究を推進し、機能性表示食品の届出や健康情報の発信を行っております。本年度、「カゴメ野菜ジュース」において血管の収縮抑制や高めの血圧降下の効果を実証し、"血圧が高めの方に"と表示した機能性表示食品を実現いたしました。また、「ブロッコリースプラウトの成分"スルフォラファン"の肥満抑制」に関するリリースを行っております。加えて、産官学連携の弘前大学のセンターオブイノベーション(COI)に参画し、超多項目の健康ビッグデータの解析を通じて、健康長寿に役立つ食や食習慣の解明に取り組んでおります。

食品安全部では、当社グループの事業を支えるため、「畑から一貫して安全を保証する基盤技術」を強化しております。本年度は特に、事業拡大分野である生鮮野菜・生鮮飲料の微生物管理技術の高度化に取り組んで参りました。

商品開発部では、飲料分野で、野菜由来のGABAを含み"血圧が高めの方に"と表示した「カゴメ野菜ジュース」の導入により、機能性表示食品を拡充しました。また、『野菜生活100』と『GREENS』ブランドでスムージー新商品を導入し、スムージーバーを展開しました。調味料・調理食品分野では、糖度14の贅沢な甘さとコクがある味わいの「濃厚あらごしトマト」や、国産押し麦を使用したロカボ対応型の「糖質想いの」シリーズを、ギフト分野では、だしまで野菜にこだわった、野菜本来のおいしさを楽しめる「だしまで野菜のポタージュギフト」を市場導入しました。通販分野では、『農園応援』商品として希少な紅大豆をお届けする「山形かわにし紅大豆」を導入いたしました。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成30年3月16日)現在において、当社グループが判断 したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。連結財務諸表の作成に際し、決算日における資産・負債の報告数値、報告期間における収入・費用の報告数値に影響を与える見積りは、過去実績や状況に応じて合理的と考えられる要因等に基づき行っておりますが、見積り特有の不確実性があるために実際の結果は異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

売上高

国内事業におきましては、主力の飲料事業の販売が好調に推移したことなどにより前期比104億73百万円の増加(6.6%増)となりました。

国際事業におきましては、大手フードサービス顧客向けの販売は堅調に推移しましたが、オーストラリアの豪雨などにより現地通貨建てでは減収でした。なお、円換算後は年初から為替相場が円安に推移した影響を受け前期比14億86百万円の増収(3.1%増)となりました。

上記に連結会社間の売上相殺消去を実施した結果、当連結会計年度の売上高は、2,142億10百万円となり、前連結会計年度の2,025億34百万円に比べ、116億75百万円の増収(5.8%増)となりました。

各セグメント別の状況につきましては、第2[事業の状況] 1[業績等の概要](1)業績をご参照ください。

売上原価及び売上総利益

当連結会計年度の売上原価は、1,177億38百万円となり、前連結会計年度の1,116億7百万円に比べ、61億30百万円の増加(5.5%増)となりました。また、売上原価率は前連結会計年度の55.1%から55.0%と0.1ポイント改善しております。この主な要因は、国内事業において原価低減や不採算商品の絞り込みを行ったことなどによる売上原価への好影響があったことによります。

この結果、当連結会計年度の売上総利益は、964億72百万円となり、前連結会計年度の909億27百万円に比べ、55億44百万円の増加(6.1%増)となりました。

販売費及び一般管理費並びに営業利益

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、845億3百万円となり、前連結会計年度の799億81百万円に比べ、45億22百万円の増加(5.7%)となり、売上高販管費比率では39.4%と前連結会計年度の39.5%から0.1ポイント低下いたしました。

この主な要因は、国内事業における販売促進費の効果的活用などによります。

この結果、当連結会計年度における営業利益は、119億68百万円となり、前連結会計年度の109億46百万円に比べ、10億22百万円の増加(9.3%増)となりました。

また、売上高営業利益率は、前連結会計年度の5.4%から5.6%と0.2ポイント改善しております。

営業外損益及び経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、15億59百万円となり、前連結会計年度の12億24百万円に比べ、3億35百万円の 増加となりました。これは保有しているデリバティブの時価変動が好影響となったことによります。

また、当連結会計年度の営業外費用については、9億10百万円となり、前連結会計年度の8億54百万円と同水準となりました。

この結果、当連結会計年度における経常利益は、126億18百万円となり、前連結会計年度の113億15百万円に比べ、13億2百万円の増加(11.5%増)となりました。

また、売上高経常利益率は、前連結会計年度の5.6%から5.9%と0.3ポイント改善しております。

特別損益

当連結会計年度の特別利益は、45億90百万円となり、前連結会計年度の22億33百万円に比べ、23億56百万円の増加となりました。この主な要因は、当連結会計年度において、当社子会社であった、Preferred Brands International, Inc.株式及び当社保有の投資有価証券の一部を売却したことにより、関係会社株式売却益21億71百万円、投資有価証券売却益17億21百万円をそれぞれ計上したためです。

上記のほか、当連結会計年度は、固定資産売却益3億54百万円、当社子会社カゴメアクシス株式会社の保険代理 店事業及びカゴメ物流サービス株式会社の車両リース事業の売却による事業譲渡益3億30百万円、収用補償金11百 万円を計上しております。

当連結会計年度の特別損失は、15億98百万円となり、前連結会計年度の22億79百万円に比べ、6億81百万円の減少となりました。

当連結会計年度においては、固定資産処分損1億95百万円(前連結会計年度は1億67百万円)、主に当社子会社 Kagome Australia Pty Ltd.が事業構造を改革することに伴い、保有する固定資産の減損損失13億37百万円(前連結会計年度は6億6百万円)、投資有価証券評価損2百万円(前連結会計年度は2億23百万円)を計上しております。

法人税等及び親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の法人税等合計は、前連結会計年度の41億25百万円に比べ、11億7百万円増加し52億32百万円となりました。また、税効果会計適用後の法人税等の負担率は33.5%となり、日本の法定税率を上回りました。

上記に非支配株主に帰属する当期純利益を差し引いた結果、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、101億円となり、前連結会計年度の67億64百万円に比べ33億36百万円の増加となりました。

(3) 資産・負債の状況の分析

資産

当連結会計年度末は、総資産につきましては、前連結会計年度末に比べ240億66百万円減少いたしました。

流動資産については、前連結会計年度末に比べ158億30百万円減少いたしました。

これは、有利子負債の返済などにより、「現金及び預金」が167億68百万円減少したことによります。

固定資産については、前連結会計年度末に比べ82億36百万円減少いたしました。

「有形固定資産」は、前連結会計年度末に比べ3億84百万円減少いたしました。

主な増加は、当社の製造設備の更新などによる固定投資80億17百万円です。

主な減少は、減価償却費49億9百万円、Preferred Brands International, Inc.の連結除外により14億36百万円、減損損失13億37百万円です。

「無形固定資産」は、前連結会計年度末に比べ107億71百万円減少いたしました。

これは、Preferred Brands International, Inc.の連結除外により「のれん」、「顧客関連資産」、「商標権」などが合計94億75百万円減少したことによります。

「投資その他の資産」は、保有上場株式の時価上昇などにより、前連結会計年度末に比べ29億19百万円増加いたしました。

負債及び純資産

負債については、前連結会計年度末に比べ319億28百万円減少いたしました。

これは、有利子負債(「短期借入金」、「長期借入金(「1年内返済予定の長期借入金」を含む)」などの合計)が前連結会計年度に実施した自己株式の公開買付資金、Preferred Brands International, Inc.の株式取得資金の返済などにより373億69百万円減少したことによります。その他、「未払法人税等」が課税所得の増加により32億13百万円、「支払手形及び買掛金」が28億25百万円、それぞれ増加しております。

純資産については、前連結会計年度末に比べ78億61百万円増加いたしました。

これは、「利益剰余金」が「親会社株主に帰属する当期純利益」により101億円増加、剰余金の配当により21億79百万円減少した結果、株主資本が79億88百万円増加したことによります。

この結果、自己資本比率は52.1%、1株当たり純資産は1,150円50銭となりました。

(4) 中長期的な会社の経営戦略

第2[事業の状況] 3[経営方針、経営環境及び対処すべき課題等] (2) 中長期的な会社の経営戦略と目標とする経営指標をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、新商品導入、品質の維持・向上、インフラ整備を主な目的として設備投資を実施し、全体での設備投資の額は86億29百万円となりました。

報告セグメント別の当連結会計年度の設備投資の状況は次の通りであります。

<国内事業>

トマトケチャップ製造設備更新、ニンジン加工設備能力増強などの設備投資を行った結果、国内事業全体の投資額は48億16百万円となりました。

<国際事業>

製造設備の更新などにより、国際事業全体の投資額は38億12百万円となりました。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次の通りであります。

(1) 提出会社

平成29年12月31日現在

市光红石	± # ./ > .			帳	 簿価額(百万円		<u>(20 — 12)] 0 1</u>	
事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	従業員数 (名)
本社 (名古屋市中区)	国内事業	管理	-	-	- (-)	0	0	2 [-]
東京本社 (東京都中央区)	国内事業	管理	190	11	- (-)	126	327	426 [41]
イノベーション本部 (栃木県那須塩原市)	国内事業	研究	825	36	350 (55)	190	1,403	117 [25]
東京支社 (東京都中央区) 他8支店	国内事業	販売	664	-	136 (7)	71	872	487 [45]
那須工場 (栃木県那須塩原市)	国内事業	飲料 生産設備他	1,325	1,971	682 (117)	46	4,025	121 [75]
茨城工場 (茨城県小美玉市)	国内事業	調味料 生産設備他	1,941	2,617	50 (75)	858	5,467	89 [46]
富士見工場 (長野県諏訪郡 富士見町)	国内事業	飲料 生産設備他	1,111	1,196	44 (114)	68	2,420	92 [79]
小坂井工場 (愛知県宝飯郡 小坂井町)	国内事業	調味料 生産設備他	761	2,052	45 (41)	25	2,884	77 [74]
上野工場 (愛知県東海市)	国内事業	調味料 生産設備他	363	855	128 (28)	21	1,369	52 [31]
小牧工場 (愛知県小牧市)	国内事業	飲料 生産設備他	1,147	501	651 (9)	46	2,347	101 [22]

(2) 国内子会社

平成29年12月31日現在

								עיו ו	(23 十 12/7 3	<u>'' </u>
	事業所名	グメント・ル供の土中		帳	簿価額(百万	円)		従業員数		
	会社名	(所在地)	の名称	設備の内容	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	(名)
	カゴメ アクシス(株)	本社 (名古屋市中区) 他1事業所	国内事業その他	管理 賃貸設備	3,813 [312]	7 [0]	3,058 [1,288] (13[54])	12 [0]	6,892 [1,601]	77 [5]

(3) 在外子会社

平成29年12月31日現在

								. <u> </u>	
A1147	事業所名	セグメントの記録の中容		帳簿価額(百万円)					従業員数
会社名	(所在地)	名称	設備の内容	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	(名)
KAGOME INC. (注4)	本社及び工場 (米国カリフォルニア 州) 他1営業所、1子会社	国際事業	調味料 生産設備 他	1,422	2,049 [0]	148 (146)	401 [1]	4,021 [1]	69 [291]
台湾可果美 股份有限公司	本社及び工場 (中華民国台南市) 他2営業所	国際事業	管理・ 生産設備	387	153	3,830 (1305)	12	4,384	131 [43]
Kagome Australia Pty Ltd. (注4)	本社及び工場 (オーストラリア連邦 ビクトリア州) 他2子会社	国際事業	管理・ 生産設備	588	2,256	162 (83)	292	3,300	75 [101]
Holding da Industria Transformadora do Tomate, SGPS S.A. (注4)	本社及び工場 (ポルトガル共和国 パルメラ市) 他 2 子会社	国際事業	管理・ 生産設備	1,653	2,569 [26]	1,004 (351)	234 [71]	5,461 [97]	151 [107]

- (注) 1 帳簿価額のうち、その他は工具、器具及び備品並びに建設仮勘定の合計であります。なお、金額には消費税 等を含んでおりません。
 - 2 連結子会社において、提出会社から借用中の設備を含むものについて、[]書きで外書きしております。なお、該当する土地の面積については([])書きで外書きしております。
 - 3 連結子会社であるカゴメアクシス(株)の上表の設備は主に賃貸用であります。
 - 4 KAGOME INC.、Kagome Australia Pty Ltd.及びHolding da Industria Transformadora do Tomate,SGPS S.A.は、それぞれ同社子会社を含んでおります。
 - 5 主要なリース資産として、以下のものがあります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	期末残高 (百万円)
響灘菜園(株)	本社及び菜園 (北九州市若松区)	国内事業農	温室設備	282

6 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	土地の面積 (千㎡)	賃借料又は リース料 (百万円)
カゴメ(株)	東京本社 (東京都中央区)	国内事業	事業所建物	-	186

7 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に外書きしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 翌連結会計年度の設備投資計画金額は130億円であり、セグメント毎の内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	設備投資計画金額 (百万円)	主な設備投資の目的・内容
加工食品	7,000	生産設備などの更新及び拡充
農	2,100	生産設備の導入
その他	100	
国内事業	9,200	
国際事業	3,800	生産設備の更新及び拡充
合計	13,000	

- (注) 1 上記計画に伴う所要資金は、自己資金及び借入金により充当する予定であります。
 - 2 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除・売却を除き、重要な設備の除・売却の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	279,150,000	
計	279,150,000	

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年3月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	99,616,944	99,616,944	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	99,616,944	99,616,944		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

(平成26年5月21日開催の取締役会において決議されたもの)

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	145 (注)1	145 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,500 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年6月6日 至 平成43年6月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,537(注)2 資本組入額 769	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与 株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等 増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。

3.新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から8年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができるものとします。

割当てを受けた当該新株予約権は第72期に係る当社の連結経常利益率5%を基準とし、その達成度に応じて別途定める個数(1個未満の端数は切り捨てる)を行使できるものとします。ただし、第72期に係る当社の連結経常利益率2%未満の場合は、当該新株予約権を行使することができないものとします。

上記 は、新株予約権を相続により継承した者については適用しないものとします。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができないものとします。

4.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とするものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項上記(注)2に準じて決定するものとします。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の 承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得 することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

その他の新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定するものとします。

(平成28年2月24日開催の取締役会において決議されたもの)

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	268 (注) 1	268 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,800 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成30年3月11日 至 平成45年3月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,840(注)2 資本組入額 920	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得 するには、当社取締役会の決 議による承認を要するものと する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与 株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等 増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。

3.新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から8年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができるものとします。

割当てを受けた当該新株予約権は第74期に係る当社の連結経常利益率4.5%を基準とし、その達成度に応じて別途定める個数(1個未満の端数は切り捨てる)を行使できるものとします。ただし、第74期に係る当社の連結経常利益率2%未満の場合は、当該新株予約権を行使することができないものとします。上記は、新株予約権を相続により継承した者については適用しないものとします。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができないものとします。

4.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とするものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項上記(注)2に準じて決定するものとします。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の 承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得 することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

その他の新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定するものとします。

(平成29年2月22日開催の取締役会において決議されたもの)

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年 2 月28日)
新株予約権の数(個)	344 (注) 1	344 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,400 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成31年3月10日 至 平成46年3月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,704(注)2 資本組入額 1,352	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得 するには、当社取締役会の決 議による承認を要するものと する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等 増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。

3.新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から8年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができるものとします。

割当てを受けた当該新株予約権は第75期に係る当社の連結経常利益率5.0%を基準とし、その達成度に応じて別途定める個数(1個未満の端数は切り捨てる)を行使できるものとします。ただし、第75期に係る当社の連結経常利益率2%未満の場合は、当該新株予約権を行使することができないものとします。

上記は、新株予約権を相続により継承した者については適用しないものとします。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができないものとします。

4.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とするものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項上記(注)2 に準じて決定するものとします。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の 承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得 することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

その他の新株予約権の行使の条件 上記(注)3に準じて決定するものとします。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】該当事項はありません。
- (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 該当事項はありません。

(6) 【所有者別状況】

平成29年12月31日現在

	株式の状況(1単元の株式数100株)								
区分	政府及び 地方公共 金融機関	金融商品	その他の	外国法人等		個人	計	単元未満 株式の状況	
	団体	並 我 天 	取引業者	法人	個人以外	個人	その他	пI	(株)
株主数 (人)		43	25	462	220	43	175,195	175,988	
所有株式数 (単元)		166,073	7,200	111,012	88,174	63	622,730	995,252	91,744
所有株式数 の割合(%)		16.69	0.72	11.15	8.86	0.01	62.57	100.00	

(注) 1 自己株式10,658,618株は、「個人その他」に106,586単元、「単元未満株式の状況」に18株含めて記載しております。

なお、自己株式10,658,618株は株主名簿記載上の株式数であり、平成29年12月31日現在の実保有株式数は 10,658,518株であります。

- 2 「日本マスタートラスト信託銀行㈱(従業員持株ESOP信託口)」が保有する当社株式345,100株は、「金融機関」に含めて記載しております。
- 3 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が2単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	9,418	9.45
日本マスタートラスト信託銀行(株)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,981	5.00
ダイナパック(株)	名古屋市中区錦3丁目14番15号	4,899	4.91
日清食品ホールディングス㈱	大阪市淀川区西中島4丁目1番1号	1,559	1.56
蟹江利親	愛知県東海市	1,412	1.41
蟹江英吉	愛知県東海市	1,145	1.14
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON,E14 5JP,UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁 目15番1号 品川インターシティA棟)	1,035	1.03
川口久雄	愛知県名古屋市	983	0.98
カゴメ取引先持株会	東京都中央区日本橋浜町 3 丁目21番 1 号	950	0.95
カゴメ社員持株会	名古屋市中区錦3丁目14番15号	896	0.89
計		27,283	27.38

- (注) 1 上記のほか、自己株式10,658千株(10.70%)があります。
 - 2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次の通りであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行(株)

9,418千株

日本マスタートラスト信託銀行(株)

4,981千株

なお、「日本マスタートラスト信託銀行㈱」が所有する4,981千株には「従業員持株ESOP信託口」の信託財産として保有する345千株を含めております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		1200 (IE - 200 (IE)	131
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,658,500		単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 88,866,700	888,667	同上
単元未満株式	普通株式 91,744		
発行済株式総数	99,616,944		
総株主の議決権		888,667	

- (注) 1 上記「完全議決権株式(自己株式等)」のほか、連結財務諸表に自己株式として認識している「日本マスタートラスト信託銀行㈱(従業員持株ESOP信託口)」(以下、従業員持株ESOP信託口)保有の当社株式が345,100株あります。
 - なお、当該株式数は上記「完全議決権株式 (その他)」の欄に含まれております。
 - 2 「完全議決権株式(その他)」の中には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権 2 個)含まれております。

【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) カゴメ株式会社	名古屋市中区錦三丁目14 番15号	10,658,500		10,658,500	10.70
計		10,658,500		10,658,500	10.70

- (注) 1 上記のほか、連結財務諸表に自己株式として認識している従業員持株ESOP信託口保有の当社株式が 345,100株あります。
 - なお、当該株式数は「 発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。
 - 2 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が100株(議決権の数 1個) あります。
 - なお、当該株式数は上記「 発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

平成25年6月19日開催の定時株主総会において決議されたもの

当該制度は、会社法第361条の規定に基づく株式報酬型ストック・オプションとして、当社取締役(社外取締役を除く)に対して新株予約権を割り当てることを、平成25年6月19日の定時株主総会において決議されたものであり、その内容は次の通りであります。

決議年月日	平成25年 6 月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	当社の取締役(社外取締役を除く)に対し総数110,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当 たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権の割り当てる日後2年を経過した日から15年以内の範囲で、 当社取締役会において定める。
新株予約権の行使の条件	当社の中期経営計画に基づいた経営指標の目標達成度合に応じて新株予 約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件についての 詳細は、発行を決議する当社取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認 を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	

(注) 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

当社の取締役(社外取締役を除く)に対して割り当てる新株予約権の総数1,100個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限とする。

当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算定により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成26年5月21日開催の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当社取締役(社外取締役を除く)に対して新株予約権を割り当てることを、平成26年5月21日開催の取締役会において決議されたものであり、その内容は次の通りであります。

決議年月日	平成26年 5 月21日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く)7名		
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式		
株式の数(株)	26,900株		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1 円		
新株予約権の行使期間	[募集事項]5に記載しております。		
新株予約権の行使の条件	[募集事項] 11に記載しております。		
新株予約権の譲渡に関する事項	[募集事項]7に記載しております。		
代用払込みに関する事項			
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	[募集事項]9に記載しております。		

[募集事項]

- 1. 新株予約権の名称 カゴメ株式会社第1回新株予約権
- 2. 新株予約権の総数 269個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力 発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して 資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場 合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当 該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予 約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という)に通知または公告する。 ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知また は公告する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年6月6日から平成43年6月5日まで

- 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記

- (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とす
- る。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項上記6.に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11.に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り 捨てる。

- 11. その他の新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、喪失した日の翌日から8年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができる。ただし、上記5.の期間内に限る。
 - (2) 割当てを受けた当該新株予約権は第72期に係る当社の連結経常利益率5%を基準とし、その達成度に応じて別途定める個数(1個未満の端数は切り捨てる)を行使できるものとする。ただし、第72期に係る当社の連結経常利益率2%未満の場合は、当該新株予約権を行使することができない。
 - (3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
 - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 12. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は四捨五入)に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格 (C)
- (2)株価^(S): 平成26年6月5日の証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格(X) : 1円
- (4) 予想残存期間(T) : 9.5年
- (5)株価変動性^(σ): 9.5年間(平成16年12月5日から平成26年6月5日まで)の各取引日における当社 普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6)無リスクの利子率(r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7)配当利回りig(q): 1株当たりの配当金(平成26年3月期の実績配当金)÷上記(2)に定める株価
- (8)標準正規分布の累積分布関数 (N(・))

上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。割当てを受ける者が当社に対して有する新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と新株予約権の払込金額の払 込債務とが相殺される。

- 13. 新株予約権を割り当てる日 平成26年6月5日
- 14. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 平成26年6月5日
- 15. 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役(社外取締役を除く)	7名	269個

平成28年2月24日開催の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当社取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して新株予約権を割り当てることを、平成28年2月24日開催の取締役会において決議されたものであり、その内容は次の通りであります。

O TAMPIA A ICOVI. CITABLE 1 OIC C	
決議年月日	平成28年 2 月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	[募集事項] 15に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数(株)	26,800株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	[募集事項] 5 に記載しております。
新株予約権の行使の条件	[募集事項] 11に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	[募集事項]7に記載しております。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	[募集事項]9に記載しております。

[募集事項]

- 1. 新株予約権の名称 カゴメ株式会社第2回新株予約権
- 2. 新株予約権の総数 268個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という)に通知または公告する。 ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知また は公告する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成30年3月11日から平成45年3月10日まで

- 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会

る。再編後行使価額は、父付される各新株予約権を行使することにより父付を受けることができる再編対家 社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか 遅い日から、上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記6.に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11.に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り 捨てる。

- 11. その他の新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、喪失した日の翌日から8年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができる。ただし、上記5.の期間内に限る。
 - (2) 割当てを受けた当該新株予約権は第74期に係る当社の連結経常利益率4.5%を基準とし、その達成度に応じて別途定める個数(1個未満の端数は切り捨てる)を行使できるものとする。ただし、第74期に係る当社の連結経常利益率2%未満の場合は、当該新株予約権を行使することができない。
 - (3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
 - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 12. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は四捨五入)に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格(C)
- (2)株価(S): 平成28年3月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格(X): 1円
- (4) 予想残存期間(T) : 9.5年
- (5)株価変動性^(σ): 9.5年間(平成18年9月10日から平成28年3月10日まで)の各取引日における当社 普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率(r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り $ig(m{q}ig)$: 1株当たりの配当金(平成27年12月期の実績配当金)÷上記(2)に定める株価
- (8)標準正規分布の累積分布関数 (N(・))

上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。割当てを受ける者が当社に対して有する新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と新株予約権の払込金額の払 込債務とが相殺される。

- 13. 新株予約権を割り当てる日 平成28年3月10日
- 14. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 平成28年3月10日
- 15. 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役(社外取締役を除く)	6名	184個
当社執行役員	14名	84個

平成29年2月22日開催の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当社取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)及び執行役員に対して新株予約権を割り当てることを、平成29年2月22日開催の取締役会において決議されたものであり、その内容は次の通りであります。

	で次級と1000のであり、この下当日は次の辿りであります。
決議年月日	平成29年 2 月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	[募集事項] 15に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数(株)	34,400株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	[募集事項] 5 に記載しております。
新株予約権の行使の条件	[募集事項] 11に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	[募集事項]7に記載しております。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	[募集事項]9に記載しております。

「募集事項]

- 1. 新株予約権の名称 カゴメ株式会社第3回新株予約権
- 2. 新株予約権の総数 344個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という)に通知または公告する。 ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知また は公告する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成31年3月10日から平成46年3月9日まで

- 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記6.に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11.に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り 捨てる。

- 11. その他の新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、喪失した日の翌日から8年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができる。ただし、上記5.の期間内に限る。
 - (2) 割当てを受けた当該新株予約権は第75期に係る当社の連結経常利益率5.0%を基準とし、その達成度に応じて別途定める個数(1個未満の端数は切り捨てる)を行使できるものとする。ただし、第75期に係る当社の連結経常利益率2%未満の場合は、当該新株予約権を行使することができない。
 - (3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
 - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 12. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は四捨五入)に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

(1) 1株当たりのオプション価格(C)

- (2)株価(S): 平成29年3月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格(X): 1円
- (4) 予想残存期間(T) : 9.5年
- (5)株価変動性^(σ): 9.5年間(平成19年9月9日から平成29年3月9日まで)の各取引日における当社 普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率(r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り $ig(m{q}ig)$: 1株当たりの配当金(平成28年12月期の実績配当金)÷上記(2)に定める株価
- (8)標準正規分布の累積分布関数 (N(・))

上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。割当てを受ける者が当社に対して有する新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と新株予約権の払込金額の払 込債務とが相殺される。

- 13. 新株予約権を割り当てる日 平成29年3月9日
- 14. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 平成29年3月9日
- 15. 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く)	6名	245個
当社執行役員	13名	99個

平成30年2月23日開催の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当社取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)及び執行役員に対して新株予約権を割り当てることを、平成30年2月23日開催の取締役会において決議されたものであり、その内容は次の通りであります。

	で次級と1000のであり、この下当日は次の辿りであります。
決議年月日	平成30年 2 月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	[募集事項] 15に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数(株)	33,500株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1 円
新株予約権の行使期間	[募集事項] 5 に記載しております。
新株予約権の行使の条件	[募集事項] 11に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	[募集事項]7に記載しております。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	[募集事項]9に記載しております。

「募集事項]

- 1. 新株予約権の名称 カゴメ株式会社第4回新株予約権
- 2. 新株予約権の総数 335個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という)に通知または公告する。 ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知また は公告する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成32年3月13日から平成47年3月12日まで

- 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること についての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記6.に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11.に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り 捨てる。

- 11. その他の新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、喪失した日の翌日から8年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができる。ただし、上記5.の期間内に限る。
 - (2) 割当てを受けた当該新株予約権は第75期に係る当社の連結経常利益率5.0%を基準とし、その達成度に応じて別途定める個数(1個未満の端数は切り捨てる)を行使できるものとする。ただし、第75期に係る当社の連結経常利益率2%未満の場合は、当該新株予約権を行使することができない。
 - (3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
 - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 12. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は四捨五入)に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格(C)
- (2)株価(S): 平成30年3月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格(X): 1円
- (4) 予想残存期間(T) : 9.5年
- (5)株価変動性 (σ): 9.5年間(平成20年9月12日から平成30年3月12日まで)の各取引日における当社 普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率(r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り $ig(m{q}ig)$: 1株当たりの配当金(平成29年12月期の実績配当金)÷上記(2)に定める株価
- (8)標準正規分布の累積分布関数 (N(・))

上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。割当てを受ける者が当社に対して有する新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と新株予約権の払込金額の払 込債務とが相殺される。

- 13. 新株予約権を割り当てる日 平成30年3月12日
- 14. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 平成30年3月12日
- 15. 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く)	6名	201個
当社執行役員	14名	134個

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」(以下「ESOP信託」といいます。)を導入しております。

従業員株式所有制度の概要

当社が「カゴメ社員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後数年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費賃借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

従業員持株会が取得する予定の株式の総数

407千株

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲 当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株) 価額の総額(百万	
当事業年度における取得自己株式	1,721	5
当期間における取得自己株式	23	0

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事業	美年度	当期間		
区分	株式数(株) 処分価		株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	
引受ける者の募集を行った 取得自己株式					
消却の処分を行った取得自己株式					
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式					
その他 (ストックオプションの権利行使)	1,300	3			
保有自己株式数	10,658,518		10,658,541		

- (注) 1 当期間における保有自己株式数には、平成30年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の 買い取りによる株式数は含めておりません。
 - 2 上記の処理自己株式数には、従業員持株ESOP信託口から従業員持株会への売却 70,700株(当事業年度 67,500株、当期間 3,200株)を含めておりません。また、保有自己株式数には、従業員持株ESOP信託が保有する株式数(当事業年度 345,100株、当期間 341,900株)を含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆さまへの利益還元を、経営上の最重要課題の一つと認識しており、「連結業績を基準に、配当性 向40%を目安に安定的に現金配当する」ことを目指してまいります。

また、配当の回数についての基本的な方針は、年1回とし、配当の決定機関は取締役会であります。

内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様に還元させていただく所存です。

当事業年度の配当につきましては、平成30年2月23日開催の取締役会決議により、1株当たり30円を実施することを決定いたしました。この結果、連結ベースの配当性向は26.3%、純資産配当率2.7%となりました。

なお、当事業年度に係る取締役会決議による剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)	
平成30年 2 月23日	2,668	30	

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第69期	第70期	第71期	第72期	第73期	第74期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
最高(円)	1,819	1,880	1,885	2,243	2,941	4,330
最低(円)	1,503	1,582	1,652	1,751	1,876	2,795

- (注)1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場によるものであります。
 - 2 決算期変更により、第71期は平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9か月間となっております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	3,455	3,600	3,565	3,820	4,165	4,330
最低(円)	3,300	3,360	3,355	3,455	3,820	4,080

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場によるものであります。

5 【役員の状況】

(1) 平成30年3月16日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下の通りであります。

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8%)

役名	職名		氏	:名		生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
							昭和50年4月	当社入社		
							平成12年6月	当社取締役に就任		
							平成16年4月	当社東京支社長に就任		
							平成17年6月	当社取締役常務執行役員に就任		
							平成18年4月	当社本社スタッフ部門担当 兼		
								コーポレートブランド戦略室長		
							T-1	に就任		
取締役				_	±111		平成19年8月	KAGOME INC. 会長に就任		
会長		西		秀	訓	昭和26年1月6日生	平成20年 6 月	当社取締役専務執行役員経営管	(注) 3	20,200
								理本部長に就任		
							平成21年4月	当社代表取締役社長に就任		
							平成24年3月	ダイナパック(株社外取締役に就		
								任(現任)		
							平成26年1月	当社代表取締役会長に就任		
							平成26年 6 月	長瀬産業㈱社外取締役に就任		
								(現任)		
							平成28年3月	当社取締役会長(現任)		
							昭和53年4月	当社入社		
							平成16年4月	当社営業推進部長に就任		
					[行	昭和30年2月5日生	平成17年6月	当社取締役執行役員に就任		
							平成18年4月	当社東京支社長に就任		
							平成20年 6 月	当社取締役常務執行役員に就任		
代表取締役		 #	Ш	直			6月	当社コンシューマー事業本部長	(注)3	12,100
社長		•						に就任	(,	,
							平成22年4月	当社取締役専務執行役員に就任		
							平成25年11月	当社代表取締役専務執行役員に		
								就任		
							平成26年 1 月	当社代表取締役社長に就任(現		
							-77	任)		
							昭和57年4月	(株)日本債券信用銀行(現株)あおぞ		
								ら銀行)入社		
							平成10年5月	(株)サーベラスジャパン入社		
							平成15年5月	(株)産業再生機構入社		
							平成19年4月	当社入社、特別顧問に就任		
							平成20年 6 月	当社執行役員に就任		
							6月	当社経営企画本部経営企画室長		
取締役	社長補佐兼) <u></u>	ΥП	*	/4-	四年	亚产04年 4 日	に就任	() + \ 2	40.400
専務執行役員		<u>液</u>	갠	夫	偰	昭和33年3月4日生		当社経営企画本部長に就任	(注)3	18,100
ト担当						平成21年6月	当社取締役執行役員に就任			
						平成23年6月	当社取締役常務執行役員に就任 (株)農林漁業成長産業化支援機構			
							平成25年2月			
							亚母20年2月	社外取締役 当社取締の事務執行の号に就任		
							平成28年 3 月	当社取締役専務執行役員に就任 /理(T)		
							平成29年10月	(現任) 		
							十成29年10月	当社社長補佐 兼 特命プロ		
								ジェクト担当に就任(現任)		

役名	職名		氏名		生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
		İ				昭和54年4月	当社入社		
						平成17年4月	カゴメラビオ㈱代表取締役社長に就任		
						平成21年3月	当社生産調達本部小牧工場長に 就任		
						平成22年4月	3012 当社執行役員に就任		
						4月	当社生産調達本部生産部長に就		
HU74 ⇒ 4/1	社長補佐 兼						任		
取締役 専務執行役員	特命プロジェク ト担当	≡ ≢	魚 克	行	昭和30年8月5日生	平成24年 4 月	当社生産調達本部調達部長に就 - 任	(注) 3	15,700
						平成25年4月	·- 当社常務執行役員に就任		
						4月	当社生産調達本部長に就任		
						平成25年 6 月	当社取締役常務執行役員に就任		
						平成28年3月	当社取締役専務執行役員に就任		
							(現任)		
						平成29年10月	当社社長補佐 兼 特命プロ		
							ジェクト担当に就任(現任)		
						昭和56年4月 平成15年4月	│ 当社入社 │ 当社経営企画室長に就任		
						平成18年6月 亚成20年6月	当社執行役員に就任		
						平成20年 6 月 6 月	当社取締役執行役員に就任 当社総合研究所長に就任		
						り月 平成23年6月	│ ヨ在総合研究所長に就任 │ 当社取締役常務執行役員に就任		
						平成23年6月	当社取締役市務執1]仅貝に就任 (現任)		
取締役	リスクマネジメ					平成25年 4 月	│(メス゚ユー) │ 当社アジア事業カンパニーCE		
常務執行役員	ント担当	児 3	E 3/2	二	昭和34年3月22日生	十/3,254 4 /5	ヨ粒アクテ事業カクバー CC Oに就任	(注)3	15,400
只						平成27年10月	○に祝任 当社シェアードサービス準備室		
						1 1221 - 10/3	長に就任		
						平成28年4月	当社業務改革担当 兼 カゴメ		
						, .,,	アクシス㈱代表取締役社長に就		
							任		
						平成29年10月	当社リスクマネジメント担当に		
							就任 (現任)		
						昭和59年4月	当社入社		
						平成14年4月	当社事業開発室長に就任		
						平成18年6月	当社執行役員に就任		
						平成20年4月	ベジタリアS.p.A社長に就任		
						平成24年 4 月	当社経営企画本部欧州統括事務		
取締役		 			matroo = 0 = 0 = 0 = 0		所代表に就任 火社党を執行の最に執行	/	60
常務執行役員	国際事業本部長	任 ?	z IE	宏	昭和36年2月3日生	6月	当社常務執行役員に就任	(注)3	20,100
						平成25年4月	当社トマト事業カンパニーCEO		
						亚라O7年40日	に就任 おおまま とまれて / 現		
						平成27年10月	当社国際事業本部長に就任(現 任)		
						平成28年 3 月	^{注)} 当社取締役常務執行役員に就任		
						1 17,20 + 3 /3	(現任)		
						昭和47年4月	外務省入省		
						昭和63年7月	同省国際報道課長		
						平成11年9月	OECD(経済協力開発機構)事務次		
							長		
						平成15年7月	外務省文化交流部長		
						平成18年 9 月	ユネスコ日本政府代表部特命全		
			_				権大使		
取締役	(非常勤)	近 i	瑟 訪	. –	昭和21年3月24日生	平成20年9月	駐デンマーク特命全権大使	(注)3	
						平成22年7月	文化庁長官		
						平成24年7月	同庁退官		
						平成26年 6 月	当社社外取締役に就任(現任)		
						6月	JXホールディングス(株社外取締		
						亚弗尔尔 口	役に就任(現任)		
						平成26年 8 月	│ (株)パソナグループ社外取締役に │ _{就仏}		
							就任		

		1							1	
役名	職名		氏	名		生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
							昭和53年4月 平成12年4月	日本アイ・ビー・エム㈱入社 同社取締役ゼネラル・ビジネス 事業部長		
							平成15年4月	同社常務執行役員 BP&システム 製品事業担当		
							平成19年 1 月	同社専務執行役員 GTS(グローバル・テクノロジー・サービス)事		
								業担当		
							平成20年4月	同社取締役 専務執行役員営業担 当		
取締役	(非常勤)	橋	本	孝	Ż	昭和29年7月9日生	平成21年1月	同社代表取締役社長	(注) 3	1,500
	(11.11.223)	"		-	. –		平成24年 5 月	同社取締役会長	(,_,	
							平成26年4月	同社会長		
							平成26年 6 月	当社社外取締役に就任(現任)		
							平成27年1月	日本アイ・ビー・エム㈱副会長		
							6月	(株)IHI社外監査役に就任(現任)		
							平成28年6月	㈱三菱ケミカルホールディング		
								ス社外取締役に就任(現任)		
							6月	中部電力㈱社外取締役に就任		
								(現任)		
							平成29年 5 月	日本アイ・ビー・エム(株)名誉相		
								談役に就任(現任)		
							昭和56年4月	三菱電機㈱入社		
							平成8年3月	お茶の水女子大学大学院博士課		
								程修了、博士号(学術)取得		
							平成9年4月	福島大学、放送大学、日本獣医		
		l					1750 5 1 173	□ 畜産大学(現、日本獣医生命科		
取締役	(非常勤)	佐	藤	秀	美	昭和34年2月17日生		学大学)非常勤講師	(注)3	
							平成11年4月	目白大学短期大学部非常勤講師		
							平成27年4月	日本獣医生命科学大学客員教授		
							1 13221 - 473	(現任)		
							平成29年 3 月	(場位) 当社社外取締役に就任(現任)		
							昭和52年4月	当社入社		
							平成13年4月	当社ロジスティクス部長に就任		
監査等委員							平成19年6月	当社常勤監査役に就任		
である	常勤	解	ìΤ	睦	ク	昭和29年12月5日生	平成20年3月	ダイナパック(株)社外監査役に就	(注)4	755,100
取締役	113 至3		/_	MI.	^	127,13 12	17020 1 373	任(現任)	(/_/ .	700,100
							平成28年3月	当社監査等委員である取締役に		
							1,22=010/1	就任(現任)		
		t					昭和45年12月	アーサーヤング東京事務所入所		
							昭和49年11月	公認会計士登録		
							平成 6 年12月	東京青山法律事務所入所		
							平成10年10月	アーサーアンダーセン税務事務		
								所入所		
							平成14年7月	朝日KPMG税理士法人代表に		
								就任		
							平成16年 1 月	Wil- KPMG税理士法人代表社員に		
監査等委員	, <u></u>		_		7,	PRITION TO STATE OF		就任		
である	(非常勤)	村	田	守	54	昭和21年7月20日生	平成18年4月	かに 村田守弘会計事務所代表に就任	(注)4	2,400
取締役								(現任)		
							平成23年 6 月	(*パニ) 当社社外監査役に就任		
							平成24年3月	住友ゴム工業(株)社外監査役に就		
								任(現任)		
							平成28年 3 月	当社監査等委員である社外取締		
								役に就任(現任)		
							3月	コクヨ㈱社外監査役に就任(現		
								任)		
								1		

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)		
				平成元年4月	日本開発銀行(現㈱日本政策投資				
					銀行)入行				
				平成5年4月	自治省(現総務省)財政局出向				
				平成15年6月	更生会社㈱テザック出向、管財				
					人代理 兼 経営企画室長に就				
					任				
				平成18年10月	弁護士登録、西村あさひ法律事				
					務所入所				
監査等委員				平成22年11月	㈱USEN社外取締役に就任				
である	(非常勤)	森 浩志	昭和40年2月21日生	平成24年1月	西村あさひ法律事務所パート	(注)4			
取締役					ナーに就任(現任)				
				平成25年6月	当社補欠監査役				
				平成26年 2 月	三菱UFJ証券ホールディングス㈱				
					監査委員会委員に就任				
				平成28年3月	当社監査等委員である社外取締				
					役に就任(現任)				
				6月	三菱UFJ証券ホールディングス㈱				
					監査等委員である取締役に就任				
					(現任)				
計 86									

- (注) 1 取締役 近藤誠一、橋本孝之、佐藤秀美は、「社外取締役」であります。
 - 2 取締役 村田守弘、森浩志は、「監査等委員である社外取締役」であります。
 - 3 取締役の任期は、平成29年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年12月期に係る定時株主総会終結 の時までであります。
 - 4 監査等委員である取締役の任期は、平成29年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 5 当社では、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、業務執行機能のスピードアップと強化を目的に、執行役員制度を導入しております。会社法上の取締役以外のうち、常務執行役員は2名で、営業管掌 小篠亮、マーケティング本部長 小林寛久、執行役員は13名で、イノベーション本部長 山口聡、経営企画本部長高野仁、国際事業本部グローバルトマト事業部長 江端徳人、ソリューション本部長 川地真由、SCM本部長 川村修、東京支社長 大滝恭伸、Chief Human Resource Officer 有沢正人、生産調達本部長 橋本隆、農事業本部長 藤井啓吾、KAGOME INC.CEO Luis de Oliveira、国際事業本部グローバルトマト事業部アジア担当 橋詰眞義、大阪支店長 宮地雅典、ダイバーシティ推進室長 曽根智子であります。
 - 6 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次の通りであります。

氏名	生年月日		略歴	所有株式数 (株)
江 尻 隆	生年月日 昭和17年5月16日生	昭和44年4月 昭和52年11月 平成18年6月 平成22年5月 平成24年8月 平成27年6月 平成28年3月 平成29年3月	弁護士登録 桝田江尻法律事務所(現西村あさひ法律事務所)パートナーに就任当社監査役に就任ディップ㈱社外監査役に就任(現任) 弁護士法人西村あさひ法律事務所社員に就任(㈱ウィズ・パートナーズ社外取締役に就任(現任)当社補欠監査等委員である社外取締役に就任(現任) ㈱SBI貯蓄銀行社外取締役に就任(現任)(現任)(株)ALBRT社外取締役に就任(現任)(株)人間が関係を関係を関係しては、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	
		平成29年 8 月	│ 名取法律事務所シニアパート │ ナーに就任 (現任)	

(2) 平成30年3月28日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下の通りとなる予定であります。

なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項までの内容(役職等)を含めて記載しております。

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10%)

役名	職名	氏名	生年月日		略歷	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		寺 田 直 行	昭和30年2月5日生	昭和53年4月 平成16年4月 平成17年6月 平成20年6月 6月 平成22年4月 平成25年11月	当社入社 当社営業推進部長に就任 当社取締役執行役員に就任 当社東京支社長に就任 当社取締役常務執行役員に就任 当社コンシューマー事業本部長 に就任 当社取締役専務執行役員に就任 当社代表取締役専務執行役員に就任 当社代表取締役専務執行役員に 就任	(注) 3	12,100
取締役専務執行役員	社長補佐 兼特命プロジェクト担当	渡辺美衡	昭和33年3月4日生	昭和57年4月 平成10年5月 平成15年5月 平成19年4月 平成20年6月 平成21年4月 平成21年6月 平成23年6月 平成23年6月 平成25年2月 平成28年3月	任) (株)日本債券信用銀行(現㈱あおぞら銀行)入社 (株)サーベラスジャパン入社 (株)産業再生機構入社 当社入社、特別顧問に就任 当社執行役員に就任 当社経営企画本部経営企画室長に就任 当社取締役執行役員に就任 当社取締役常務執行役員に就任 当社取締役常務執行役員に就任 場社取締役 当社取締役 等務執行役員に就任 (現任) 当社 (現任) 当社 長補佐 兼 特命 プロジェクト担当に就任 (現任)	(注) 3	18,100
取締役専務執行役員	社長補佐 兼 特命プロジェク ト担当	三輪克行	昭和30年8月5日生	昭和54年4月 平成17年4月 平成21年3月 平成22年4月 4月 平成24年4月 平成25年4月 平成25年6月 平成28年3月	当社入社 カゴメラビオ(株代表取締役社長に就任 当社生産調達本部小牧工場長に就任 当社執行役員に就任 当社生産調達本部生産部長に就任 当社生産調達本部調達部長に就任 当社生産調達本部調達部長に就任 当社生産調達本部長に就任 当社生産調達本部長に就任 当社生産調達本部長に就任 当社生産調達本部長に就任 当社工期締役専務執行役員に就任 当社取締役専務執行役員に就任 当社社長補佐 兼 特命プロ ジェクト担当に就任(現任)	(注) 3	15,700

	T	1	1				7
役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
				昭和59年4月 平成14年4月 平成18年6月 平成20年4月	当社入社 当社事業開発室長に就任 当社執行役員に就任 ベジタリアS.p.A社長に就任		
取締役	国際事業		昭和36年2月3日生	平成24年4月	当社経営企画本部欧州統括事務 所代表に就任 当社常務執行役員に就任	(注) 3	20,100
常務執行役員	本部長			平成25年4月	当社トマト事業カンパニーCEO に就任	(注)3	20,100
				平成27年10月	されて 当社国際事業本部長に就任(現 任)		
				平成28年3月	当社取締役常務執行役員に就任 (現任)		
				昭和47年4月	外務省入省		
				昭和63年7月	同省国際報道課長		
				平成11年9月	OECD(経済協力開発機構)事務次 長		
				平成15年7月	外務省文化交流部長		
				平成18年9月	コネスコ日本政府代表部特命全 権大使		
取締役	(非常勤)	近 藤 誠 一	昭和21年3月24日生	平成20年 9 月	駐デンマーク特命全権大使	(注) 3	
				平成22年7月	文化庁長官		
				平成24年7月	同庁退官		
				平成26年 6 月	当社社外取締役に就任(現任)		
				6月	JXホールディングス㈱社外取締 役に就任(現任)		
				平成26年8月	(株)パソナグループ社外取締役に 就任		
				昭和53年4月	日本アイ・ビー・エム(株)入社		
				平成12年4月	同社取締役ゼネラル・ビジネス 事業部長		
				平成15年4月	同社常務執行役員 BP&システム 製品事業担当		
				平成19年 1 月	同社専務執行役員 GTS(グローバ ル・テクノロジー・サービス)事		
					業担当		
				平成20年4月	同社取締役 専務執行役員営業担当		
取締役	(非常勤)	棒 木 孝 ゔ	昭和29年7月9日生	平成21年 1 月	同社代表取締役社長	(注) 3	1,500
4人和1又	(⊣⊢市劃)	10 平子人		平成24年 5 月	同社取締役会長	(12)3	1,500
				平成26年4月	同社会長		
				平成26年 6 月	当社社外取締役に就任(現任)		
				平成27年 1 月	日本アイ・ビー・エム(株)副会長		
				6月	(株)IHI社外監査役に就任(現任)		
				平成28年 6 月	(株)三菱ケミカルホールディング		
					ス社外取締役に就任(現任)		
				6月	中部電力㈱社外取締役に就任 (現任)		
				平成29年 5 月	日本アイ・ビー・エム(株)名誉相談役に就任(現任)		
				昭和56年4月	三菱電機㈱入社	1	
				平成8年3月	お茶の水女子大学大学院博士課		
				平成9年4月	程修了、博士号(学術)取得福島大学、放送大学、日本獣医		
取締役	(非常勤)	佐藤秀美	昭和34年2月17日生		畜産大学(現、日本獣医生命科学大学)非常勤講師	(注) 3	
				平成11年4月	目白大学短期大学部非常勤講師		
				平成27年4月	日本獣医生命科学大学客員教授		
					(現任)		
				平成29年3月	当社社外取締役に就任(現任)		

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
				昭和56年4月	当社入社		(117)
				平成15年4月	一 当社経営企画室長に就任		
				平成18年6月	 当社執行役員に就任		
				平成20年 6 月	当社取締役執行役員に就任		
				6月	当社総合研究所長に就任		
				平成23年6月	当社取締役常務執行役員に就任 (現任)		
監査等委員である	常勤	児 玉 弘 仁	昭和34年3月22日生	平成25年4月	当社アジア事業カンパニーCE Oに就任	(注) 4	15,400
取締役				平成27年10月	当社シェアードサービス準備室		
				TI CT 00 CT 4 C	長に就任		
				平成28年 4 月	│ 当社業務改革担当 兼 カゴメ │ アクシス㈱代表取締役社長に就		
					アクシス(株)代表収締役社長に別 任		
				平成30年3月	│ └└ │ 当社監査等委員である取締役に		
				1 13,000 - 373	就任(予定)		
				 昭和45年12月	アーサーヤング東京事務所入所		
				昭和49年11月	公認会計士登録		
				平成 6 年12月	東京青山法律事務所入所		
			平成10年10月	アーサーアンダーセン税務事務			
					所入所		
				平成14年7月	朝日 K P M G 税理士法人代表に 就任		
監査等委員		 <u>-</u> .		平成16年 1 月	K P M G 税理士法人代表社員に 就任		
である 取締役	(非常勤)	村 田 守 弘	昭和21年7月20日生	平成18年4月	村田守弘会計事務所代表に就任 (現任)	(注) 4	2,400
				平成23年 6 月	当社社外監査役に就任		
				平成24年3月	住友ゴム工業㈱社外監査役に就 任(現任)		
				平成28年3月	当社監査等委員である社外取締 役に就任(現任)		
				3月	コクヨ(株)社外監査役に就任(現 任)		
				平成元年4月	日本開発銀行(現㈱日本政策投資 銀行)入行		
				平成5年4月	自治省(現総務省)財政局出向		
				平成15年6月	更生会社㈱テザック出向、管財		
					人代理 兼 経営企画室長に就 任		
				平成18年10月	弁護士登録、西村あさひ法律事務所入所		
監査等委員				平成22年11月	(株)USEN社外取締役に就任		
である 取締役	(非常勤)	森 浩志	昭和40年2月21日生	平成24年 1 月	西村あさひ法律事務所パート ナーに就任(現任)	(注)4	
				平成25年6月	当社補欠監査役		
				平成26年 2 月	三菱UFJ証券ホールディングス(株) 監査委員会委員に就任		
				平成28年3月	当社監査等委員である社外取締 役に就任(現任)		
				6月	三菱UFJ証券ホールディングス㈱ 監査等委員である取締役に就任		
					(現任)		
			計				85,300

- (注) 1 取締役 近藤誠一、橋本孝之、佐藤秀美は、「社外取締役」であります。
 - 2 取締役 村田守弘、森浩志は、「監査等委員である社外取締役」であります。
 - 3 取締役の任期は、平成29年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年12月期に係る定時株主総会終結 の時までであります。
 - 4 監査等委員である取締役の任期は、平成29年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 5 当社では、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、業務執行機能のスピードアップと強化を目的に、執行役員制度を導入しております。会社法上の取締役以外のうち、常務執行役員は2名で、営業管掌 小篠亮、マーケティング本部長 小林寛久、執行役員は13名で、イノベーション本部長 山口聡、経営企画本部長高野仁、国際事業本部グローバルトマト事業部長 江端徳人、ソリューション本部長 川地真由、SCM本部長 川村修、東京支社長 大滝恭伸、Chief Human Resource Officer 有沢正人、生産調達本部長 橋本隆、農事業本部長 藤井啓吾、KAGOME INC.CEO Luis de Oliveira、国際事業本部グローバルトマト事業部アジア担当 橋詰眞義、大阪支店長 宮地雅典、ダイバーシティ推進室長 曽根智子であります。
 - 6 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次の通りであります。

	氏名		生年月日		略歴	所有株式数 (株)			
				昭和44年4月	弁護士登録				
				昭和52年11月	桝田江尻法律事務所(現西村あさ				
					ひ法律事務所)パートナーに就任				
				平成18年6月	当社社外監査役に就任				
				平成22年5月	│ ディップ㈱社外監査役に就任(現 │ 任)				
				平成24年8月	弁護士法人西村あさひ法律事務				
				所社員に就任					
			四和17年5日16日生	四和17年5日16日生	昭和17年5月16日生	四和7年6日16日生		平成27年6月	(株)ウィズ・パートナーズ社外取
 ;I	尻	降						締役に就任 (現任)	700
′	<i>D</i> t	PŒ	·哈州17年3月10日土	平成28年3月	当社補欠監査等委員である社外	700			
					取締役に就任(現任)				
				3月	株 (株)SBI 貯蓄銀行社外取締役に就任 (現任)				
				平成29年3月	(株)ALBRT社外取締役に就任(現任)				
				平成29年6月	株オービック社外取締役に就任 (現任)				
			平成29年8月	名取法律事務所シニアパート ナーに就任(現任)					

- 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 - (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】
 - 1 . 会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況(平成30年3月16日現在) 企業統治の体制
 - ・企業統治の体制の概要

当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下の通りです。

当社は、企業理念「感謝」、「自然」、「開かれた企業」に則り、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現を目指しており、そのためにコーポレート・ガバナンスを重要な経営課題であると認識しています。

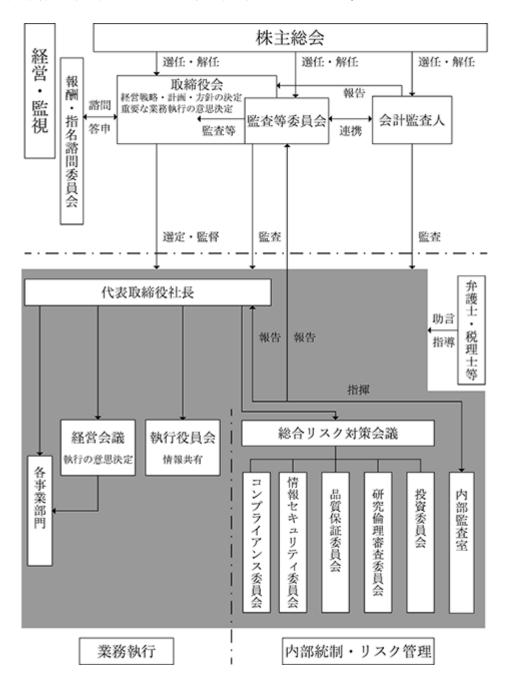
当社では、コーポレート・ガバナンスの基本を「『自律』の更なる強化と『他律』による補完である」と考えております。これは、自らの意思で時代に適応するコーポレート・ガバナンスを構築することを原則としながら、「カゴメファン株主づくり」の推進や社外取締役の機能の活用などにより外部の多様な視点を取り入れていくことで、客観性や透明性を担保していくというものです。

当社は、カゴメならではの個性や独自性を活かしつつ、ステークホルダーとの対話を図るなかで、高度なアカウンタビリティを実現し、真の「開かれた企業」を目指してまいります。

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会の主たる役割を、経営戦略、経営方針の決定とその執行モニタリングと定め、当社独自の「社外取締役の独立性基準」を満たす社外取締役を3名以上選任することで、アドバイス機能の充実と監督機能の強化を図り、実効性を高めております。監査等委員会においては、常勤監査等委員を1名以上置くことを方針とし、内部統制システムを利用して、取締役の業務執行の適法性、妥当性を監査していきます。取締役の指名、報酬については、独立社外取締役が半数以上を占める報酬・指名諮問委員会において、審議した内容を取締役会に諮り決定することで、客観性、公正性を高めております。

業務執行については、執行役員制度のもと、一定基準により、執行の責任と権限を各部門に委任し、取締役会決議・報告事項の伝達、周知及び執行役員間の連絡、調整を図ることを目的に執行役員会を設置しております。また、社長のリーダーシップのもと、機動的かつ相互に連携して業務執行ができるよう経営会議を設置しております。経営会議において審議を行うことで適切なリスクテイクを可能としており、責任を明確にしたうえでスピーディな意思決定ができるようにしております。

業務執行・監視の仕組みについては、以下に示す通りであります。



弁護士その他第三者の状況については、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、企業経営や日常業務におけるアドバイスを受けております。

・企業統治の体制を採用する理由

当社は、業務の執行と監督の分離をより一層進め、業務執行における決定の迅速性及び機動性を向上させると同時に業務執行に対する監督機能の強化を図ることで、取締役会として高度な説明責任を果たし、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させることを目的として、監査等委員会設置会社を選択しています。

・リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制の充実を図るため、以下5つの委員会を設置し、さらに、リスク管理の統括機関として、総合リスク対策会議を設置しております。

・総合リスク対策会議

取締役、常勤監査等委員をメンバーとして、リスク対応方針や重要リスク対応課題について検討し、迅速な 意思決定を図るため、総合リスク対策会議を設置しております。

・コンプライアンス委員会

コンプライアンスの推進のため、コンプライアンス委員会を設置しております。当委員会の事務局には、コンプライアンスホットラインの窓口を設け、従業員などからの相談や通報を受け付けることにより、社会規範や倫理に反する当社及び当社の従業員の行為の未然防止、早期発見に努めております。

・情報セキュリティ委員会

全社において保有する個人情報をはじめとする重要情報の保護に関する基本方針及び適正な管理体制・運用についてのルールを定め、適法性の確保及び情報漏洩等の事故防止を図るため、情報セキュリティ委員会を設置しております。

・品質保証委員会

品質保証強化を目的に、毎月、品質保証委員会を開催しています。お客様の声への対応、品質事故の未然防止、法改正への対応、表示の適正化など、社内外への対応の精度向上とスピードアップを図っております。

・研究倫理審査委員会

研究開発段階で行われるヒトを被験者とした効用・安全性の確認試験が、被験者個人の尊厳や人権を損なわないものであるかどうかを事前に審査するために研究倫理審査委員会を設置しております。当委員会は、研究開発部門以外の社員と社外の医学専門家、弁護士で構成されており、中立的な立場から、研究の目的、方法等の倫理的妥当性及び科学的正当性を審査できる体制となっております。

・投資委員会

投資に関するリスクの測定・評価を行うため、投資起案部署から独立した形で投資委員会を設置しておりま す。

・当社グループにおける業務の適正を確保するための体制 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制は以下の通りです。

- イ 当社は、当社グループ会社における業務の適正を確保するため、当社グループに適用する企業理念、行動規範、中期経営計画及び年度毎の企業方針を定め活動する。
- ロ 当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、主管部門にて管理を行い、各社の業績、重要な業務執行、重大リスク及び重大な法令等の違反に関する情報等について、適宜、取締役会又は総合リスク対策会議で報告を受ける。
- ハ 当社内部監査部門は、当社グループの業務全般に関する監査を実施し、検証及び助言を行う。
- 二 当社は、当社の役員又は従業員を当社グループ各社に取締役又は監査役として派遣し、業務の執行を監督又は監査する。
- ホ 当社は、当社グループに対して、グループ内部通報制度を周知し、また、未導入の当社海外子会社においては、順次導入を図る。
- へ 当社グループの情報管理については、「グループ情報セキュリティーポリシー」を制定し、情報資産の 保護に取り組む。

・責任限定契約の内容の概要

当社は、平成28年3月25日開催の第72回定時株主総会で定款を変更し、非業務執行取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき社外取締役全員と、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度として契約を締結しております。

内部監査及び監査等委員会による監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室5名で組織され、各事業所の業務活動が、法令、諸規程及び経営方針・計画に準拠し、適正かつ効率的に運営されているか否かを検討し、経営の合理化・業務効率の改善向上に資することを目的としております。監査において発見された問題点については、都度情報交換・意見交換を行い、必要な対策または改善措置を立案・実行しております。

当社の監査等委員会は、監査等委員3名で構成されます。取締役の職務執行について、監査等委員会の定める監査方針に従い、監査を実施しております。また、当社が監査契約を締結している名古屋監査法人から年間会計監査計画の提出・会計監査実施結果の報告を受けるほか、適宜、会計監査人による監査に立ち会うとともに、会計監査人と定期的な情報交換や意見交換を行う等、緊密な相互連携をとっております。加えて、内部監査室による監査に監査等委員が立ち会う等、相互連携をとっております。

なお、監査等委員であります村田守弘氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

会計監査の状況

会計監査については、名古屋監査法人を選出しております。

・監査業務を執行した公認会計士 :業務執行社員 今井清博

:業務執行社員 市川泰孝

・会計監査業務に係る補助者の構成 : 公認会計士 5名、公認会計士試験合格者 1名

社外取締役

当社の社外取締役は3名、監査等委員である社外取締役は2名であります。

社外取締役であります近藤誠一氏は、中央省庁での豊富な海外経験や経済への知見を有していることから、 当社の海外事業拡大について適切に指導・助言を行い、また、独立した客観的な観点から、経営の監督を行う ことができると考えております。

社外取締役であります橋本孝之氏はダイバーシティについて先進的な企業の企業経営者としての豊富な専門的知識と経験を有していることから、「人」のグローバルでの最適化を目指す当社に対して適切に指導・助言を行い、また、独立した客観的な観点から、経営の監督を行うことができると考えております。なお、同氏は当社の普通株式1,500株を保有しております。

社外取締役であります佐藤秀美氏は、食物学に関する多くの研究活動と長年にわたる食育活動により、食物学や食育に関する豊富な知見を有していることから、当社が食を通じて社会問題の解決に取り組むという中長期ビジョンを実現させていくにあたり、当社に対して適切に指導・助言を行い、また、独立した客観的な観点から、経営の監督を行うことができると考えております。

監査等委員である社外取締役であります村田守弘氏は、村田守弘会計事務所代表・公認会計士・税理士であり、財務、会計及び税務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、独立した客観的な観点から、経営の監視を行うことができると考えております。なお、同氏は当社の普通株式2,400株を保有しております。

監査等委員である社外取締役であります森浩志氏は、西村あさひ法律事務所パートナー弁護士であり、企業 法務に精通し、また、財務及び会計に関する相当程度の知見と企業経営を統治する十分な見識を有しているこ とから、独立した客観的な観点から、経営の監視を行うことができると考えております。

上記を除き、社外取締役、当該社外取締役が役員である会社等又は役員であった会社等と、当社との間に特別な利害関係はありません。

当社における社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は、以下の通りであります。

- イ 現在または過去においてカゴメグループ (カゴメグループとは、カゴメ株式会社およびカゴメ株式会社 の子会社とする。以下同様)の取締役・監査役(社外役員除く)、執行役員、使用人でないこと
- ロ 現在および過去5事業年度においてカゴメグループの主要株主(議決権所有割合10%以上の株主をいう) でないことまたはカゴメグループが主要株主の取締役、監査役、執行役、執行役員または使用人でない こと
- ハ カゴメグループの主要取引先(過去3事業年度のいずれかの年度においてカゴメグループの連結売上高の2%以上を占めるものをいう)の取締役・監査役(社外役員除く)、執行役、執行役員または使用人でないこと

- 二 カゴメグループを主要取引先とする者(過去3事業年度のいずれかの年度において取引先のカゴメグループに対する売上高が取引先の連結売上高の2%以上を占めるものをいう)の取締役・監査役(社外役員除く)、執行役、執行役員または使用人でないこと
- ホ カゴメグループから多額の寄付(*)を受けている法人・団体の役員または使用人でないこと * 過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上、又は寄付先の売上高もしくは総収入の2%以上
- へ カゴメグループとの間で取締役・監査役または執行役員を相互に派遣する法人の取締役・監査役(社外役員除く)、執行役、執行役員または使用人でないこと
- ト 過去 5 年間のいずれにおいてもカゴメグループの会計監査人の代表社員、社員パートナーまたは従業員 であったことがないこと
- チ カゴメグループから役員報酬以外に多額の報酬(*)を得ている弁護士、 公認会計士、税理士、コンサ ルタント等でないこと
 - * 過去3事業年度の平均で個人の場合1,000万円以上、法人の場合連結売上高の2%以上
- リ 上記 ~ の配偶者、2親等内の親族、同居の親族でないこと
- ヌ 社外取締役としての通算の在任期間が8年以内であること

役員報酬等

イ、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(I = C)	報酬等の総額	報酬等	報酬等の種類別の総額(百万円)				
役員区分	(百万円)	基本報酬	ストック オプション	賞与	役員の員数 (人)		
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	344	166	43	134	6		
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	21	21	1	-	1		
社外役員	49	49	-	-	6		

口.役員ごとの報酬等の総額等

/I IIth C A	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(百万円)			
役職・氏名	(百万円)	基本報酬	ストック オプション	賞与	
代表取締役社長 寺田直行	102	43	15	43	

- (注)報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。
 - ハ.使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの 該当事項はありません。
 - 二、役員報酬等の額又はその決定方法に関する内容及び決定方法

当社の役員報酬等は、基本報酬及び業績に連動した役員賞与、ストックオプションにより構成されており、役位別に基本報酬と役員賞与、ストックオプションの構成割合を定めております。役員報酬等の決定方針は以下の通りであります。

基本報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内において、使用人の最高位の年収を基礎とし、その職位毎に役割の大きさに応じて決定する固定報酬としております。

役員賞与及びストックオプションは、全社業績としての連結売上経常利益率と役員個人の貢献度を基にして決定しております。

なお、当社は、役員報酬等の決定の透明性及び客観性を高めるために取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しております。

株式の保有状況

イ.投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額 52銘柄 21,043百万円

口.保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的 前事業年度

特定投資株式

3.7.C.J.X. 受 1.7.C.J.X. 可 1.7.	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
日清食品ホールディングス(株)	676,800	4,155	取引関係の維持強化
アサヒグループホールディン グス(株)	1,000,000	3,690	業務提携の維持強化
加藤産業㈱	731,900	2,003	取引関係の維持強化
ダイナパック(株)	6,535,000	1,731	取引関係の維持強化
雪印メグミルク(株)	517,200	1,665	取引関係の維持強化
Tat Gida Sanayi A. SE	5,071,168	964	取引関係の維持強化
(株)イズミ	112,200	565	取引関係の維持強化
ユニー・ファミリーマート ホールディングス(株)	48,434	376	取引関係の維持強化
三菱食品㈱	103,400	359	取引関係の維持強化
株パロー	92,300	281	取引関係の維持強化
(株)トーホー	110,000	278	取引関係の維持強化
アルビス㈱	82,800	269	取引関係の維持強化
キユーピー(株)	70,800	201	取引関係の維持強化
㈱マルイチ産商	171,759	163	取引関係の維持強化
(株)トーカン	68,066	141	取引関係の維持強化
㈱いなげや	92,000	136	取引関係の維持強化
㈱ダスキン	50,000	120	取引関係の維持強化
イオン(株)	70,313	116	取引関係の維持強化
伊藤忠食品㈱	20,000	87	取引関係の維持強化
㈱システムリサーチ	40,000	87	取引関係の維持強化
㈱関西スーパーマーケット	49,453	74	取引関係の維持強化
㈱ヤマナカ	106,000	73	取引関係の維持強化
(株)ドミー	132,000	65	取引関係の維持強化
ユナイテッド・スーパーマー ケット・ホールディングス(株)	64,570	63	取引関係の維持強化
アクシアル リテイリング(株)	14,500	58	取引関係の維持強化
尾家産業㈱	50,600	55	取引関係の維持強化
ヤマエ久野㈱	42,985	43	取引関係の維持強化
エイチ・ツー・オー リテイ リング(株)	23,625	42	取引関係の維持強化
ロイヤルホールディングス㈱	22,200	41	取引関係の維持強化
(株)セブン&アイ・ホールディ ングス	9,000	40	取引関係の維持強化

みなし保有株式

	ひるしからかなり			
	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
•	ダイナパック(株)	3,083,000	816	委託者である当社が定める退職金 規則に基づく給付にあてるため同 社株式を信託しております。議決 権の行使にあたっては「議決権行 使指図」を受託者に対して行い、 それに基づき受託者が議決権を行 使しております。

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

当事業年度 特定投資株式

34柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
日清食品ホールディングス(株)	576,800	4,747	取引関係の維持強化
アサヒグループホールディン グス(株)	580,000	3,242	業務提携の維持強化
加藤産業(株)	731,900	3,022	取引関係の維持強化
ダイナパック(株)	1,307,000	2,306	取引関係の維持強化
雪印メグミルク(株)	517,200	1,724	取引関係の維持強化
Tat Gida Sanayi A. 5 E	5,071,168	805	取引関係の維持強化
㈱イズミ	112,200	787	取引関係の維持強化
日清食品有限公司	12,994,000	616	取引関係の維持強化
ユニー・ファミリーマート ホールディングス㈱	48,434	382	取引関係の維持強化
三菱食品(株)	103,400	341	取引関係の維持強化
アルビス(株)	82,800	334	取引関係の維持強化
㈱トーホー	110,000	316	取引関係の維持強化
株パロー	92,300	243	取引関係の維持強化
キユーピー(株)	70,800	212	取引関係の維持強化
㈱マルイチ産商	173,150	187	取引関係の維持強化
㈱いなげや	92,000	173	取引関係の維持強化
㈱ダスキン	50,000	148	取引関係の維持強化
イオン(株)	74,266	141	取引関係の維持強化
㈱トーカン	68,389	138	取引関係の維持強化
伊藤忠食品(株)	20,000	123	取引関係の維持強化
(株)ヤマナカ	106,000	107	取引関係の維持強化
㈱システムリサーチ	40,000	88	取引関係の維持強化
ユナイテッド・スーパーマー ケット・ホールディングス(株)	64,570	73	取引関係の維持強化
尾家産業㈱	50,600	69	取引関係の維持強化
ロイヤルホールディングス(株)	22,200	68	取引関係の維持強化
㈱ドミー	26,400	64	取引関係の維持強化
㈱関西スーパーマーケット	50,392	62	取引関係の維持強化
アクシアル リテイリング(株)	14,500	61	取引関係の維持強化
ヤマエ久野㈱	44,351	56	取引関係の維持強化
エイチ・ツー・オー リテイ リング(株)	23,625	55	取引関係の維持強化

みなし保有株式

07.00 M D W.EV			
銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
ダイナパック(株)	616,600	1,088	委託者である当社が定める退職金 規則に基づく給付にあてるため同 社株式を信託しております。議決 権の行使にあたっては「議決権行 使指図」を受託者に対して行い、 それに基づき受託者が議決権を行 使しております。

⁽注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3.取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は7名以内とする旨、定款に定めております。

4. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

5. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な資本政策及び配当政策を行うことを目的とするものであります。

6. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

	前連結会		当連結会	会計年度
区分	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	37		35	
連結子会社				
計	37		35	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

- 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
 - (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規則により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)の財務諸表について、名古屋監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	38,918	22,150
受取手形及び売掛金	2 33,617	36,042
商品及び製品	2 19,648	21,143
仕掛品	932	919
原材料及び貯蔵品	2 19,985	19,636
繰延税金資産	660	506
デリバティブ債権	5,675	2,568
その他	2 6,325	7,051
貸倒引当金	264	351
流動資産合計	125,498	109,667
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	41,609	43,867
減価償却累計額	24,642	25,042
建物及び構築物(純額)	2 16,966	2 18,824
機械装置及び運搬具	72,286	70,864
減価償却累計額	53,751	53,042
機械装置及び運搬具(純額)	2 18,535	17,821
工具、器具及び備品	6,408	6,276
減価償却累計額	5,307	5,334
工具、器具及び備品(純額)	2 1,101	2 942
土地	2 13,241	12,874
リース資産	3,054	3,369
減価償却累計額	2,403	2,518
リース資産(純額)	650	851
建設仮勘定	2 3,138	1,935
有形固定資産合計	53,634	53,250
無形固定資産		00,200
のれん	6,515	503
商標権	2,192	(
顧客関連資産	2,496	_
ソフトウエア	1,442	1,426
その他	321	266
無形固定資産合計	12,968	2,196
投資その他の資産		2,100
投資有価証券	1 19,532	1 22,364
長期貸付金	1,691	1,581
繰延税金資産	93	95
その他	1 6,460	1 6,663
貸倒引当金	75	82
見倒り日本 投資その他の資産合計	27,702	30,621
固定資産合計	94,305	86,069
回	219,804	195,737
貝炷口引	219,004	195,737

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,729	16,554
短期借入金	2 38,232	21,218
1年内返済予定の長期借入金	8,285	1,447
未払金	12,096	12,039
未払法人税等	704	3,918
繰延税金負債	1,104	14
賞与引当金	1,241	1,251
役員賞与引当金	101	105
デリバティブ債務	12	2
その他	3,050	3,158
流動負債合計	78,558	59,710
固定負債		
長期借入金	27,952	14,154
繰延税金負債	3,704	3,882
退職給付に係る負債	5,427	5,045
債務保証損失引当金	172	190
その他	5,996	2 6,900
固定負債合計	43,253	30,173
負債合計	121,812	89,883
純資産の部		·
株主資本		
資本金	19,985	19,985
資本剰余金	22,362	22,362
利益剰余金	66,492	74,303
自己株式	27,163	26,985
株主資本合計	81,677	89,665
その他の包括利益累計額		·
その他有価証券評価差額金	6,487	8,971
繰延ヘッジ損益	4,287	2,420
為替換算調整勘定	1,276	1,754
退職給付に係る調整累計額	1,296	864
その他の包括利益累計額合計	10,754	12,283
新株予約権	44	106
非支配株主持分	5,514	3,798
純資産合計	97,991	105,853
負債純資産合計	219,804	195,737

【連結損益及び包括利益計算書】

 前連結会計年度	(単位:百万円 <u>)</u> 当連結会計年度
(自 平成28年1月1日	(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
202,534	214,210
2 111,607	2 117,738
90,927	96,472
	1, 2 84,503
	11,968
	,
255	409
314	341
46	_
194	4
<u>-</u>	391
413	413
	1,559
	,
195	477
	44
293	41
	346
	910
	12,618
	12,010
3 1.689	з 354
-	1,721
_	4 2,171
_	5 330
	6 11
	_
	4,590
	7,000
。 167	8 195
	9 1,337
	9 1,007
	-
	-
	-
172	62
2 270	
	1,598
	15,610
	4,688
	544
	5,232
	10,377
<u> </u>	
	10,100
379	27
	(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日) 202,534 2 111,607 90,927 1, 2 79,981 10,946 255 314 46 194 - 413 1,224

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
その他の包括利益		·
その他有価証券評価差額金	43	2,484
繰延ヘッジ損益	2,667	1,850
為替換算調整勘定	1,014	656
退職給付に係る調整額	275	435
持分法適用会社に対する持分相当額	4	2
その他の包括利益合計	12 3,910	12 1,723
包括利益	3,233	12,100
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,359	11,621
非支配株主に係る包括利益	125	479

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:百万円)

	(十位:日2113)_					
			株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	19,985	23,733	61,916	314	105,320	
当期変動額						
剰余金の配当			2,188		2,188	
親会社株主に帰属す る当期純利益			6,764		6,764	
自己株式の取得				27,094	27,094	
自己株式の処分				245	245	
自己株式処分差損の 振替					-	
連結範囲の変動					-	
非支配株主との取引 に係る親会社の持分 変動		1,370			1,370	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						
当期変動額合計	-	1,370	4,576	26,848	23,642	
当期末残高	19,985	22,362	66,492	27,163	81,677	

		その作	也の包括利益累	型計額 表計額				
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損 益	為替換算調整 勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計	新株予約権	非支配株主持 分	純資産合計
当期首残高	6,444	6,952	1,787	1,024	14,160	19	6,844	126,344
当期変動額								
剰余金の配当								2,188
親会社株主に帰属す る当期純利益								6,764
自己株式の取得								27,094
自己株式の処分								245
自己株式処分差損の 振替								-
連結範囲の変動								-
非支配株主との取引 に係る親会社の持分 変動								1,370
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	43	2,665	511	271	3,405	25	1,329	4,709
当期変動額合計	43	2,665	511	271	3,405	25	1,329	28,352
当期末残高	6,487	4,287	1,276	1,296	10,754	44	5,514	97,991

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位:百万円)

		株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計				
当期首残高	19,985	22,362	66,492	27,163	81,677				
当期変動額									
剰余金の配当			2,179		2,179				
親会社株主に帰属す る当期純利益			10,100		10,100				
自己株式の取得				5	5				
自己株式の処分		1		182	181				
自己株式処分差損の 振替		1	1		-				
連結範囲の変動			109		109				
非支配株主との取引 に係る親会社の持分 変動					-				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)									
当期変動額合計	-	•	7,811	177	7,988				
当期末残高	19,985	22,362	74,303	26,985	89,665				

	その他の包括利益累計額							
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損 益	為替換算調整 勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計	新株予約権	非支配株主持 分	純資産合計
当期首残高	6,487	4,287	1,276	1,296	10,754	44	5,514	97,991
当期变動額								
剰余金の配当								2,179
親会社株主に帰属す る当期純利益								10,100
自己株式の取得								5
自己株式の処分								181
自己株式処分差損の 振替								-
連結範囲の変動								109
非支配株主との取引 に係る親会社の持分 変動								-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	2,484	1,866	478	432	1,528	61	1,716	126
当期变動額合計	2,484	1,866	478	432	1,528	61	1,716	7,861
当期末残高	8,971	2,420	1,754	864	12,283	106	3,798	105,853

【連結キャッシュ・フロー計算書】

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日	(単位:百万円) 当連結会計年度 (自 平成29年1月1日
	(日 平成26年1月1日 至 平成28年12月31日)	(日 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	11,269	15,610
減価償却費	5,732	5,813
減損損失	990	1,337
のれん償却額	752	722
受取利息及び受取配当金	569	750
支払利息	195	477
賞与引当金の増減額(は減少)	714	18
その他の引当金の増減額(は減少)	147	93
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	147	242
持分法による投資損益(は益)	46	44
有価証券売却損益(は益)	-	1,721
有価証券評価損益(は益)	223	2
関係会社株式売却損益(は益)	-	2,171
固定資産除売却損益(は益)	1,521	158
事業譲渡損益(は益)	-	330
債務免除益	307	
収用補償金	236	11
売上債権の増減額(は増加)	1,748	2,993
たな卸資産の増減額(は増加)	4,041	1,876
未収入金の増減額(は増加)	164	974
仕入債務の増減額(は減少)	1,374	3,113
未払金の増減額(は減少)	2,173	1,203
預り敷金及び保証金の受入による収入	1,255	615
その他の流動資産の増減額(は増加)	156	260
その他の流動負債の増減額(は減少)	110	255
その他の増減額(は減少)	542	53
小計	22,591	17,738
利息及び配当金の受取額 - 利息なで配当金の受取額	541	772
利息の支払額	196	449
法人税等の支払額	4,264	1,474
収用補償金の受取額	153	11
以用補順並の支収額 営業活動によるキャッシュ・フロー	18,824	16,598
音素/d動によるキャッシュ・フロー 投資活動によるキャッシュ・フロー	10,024	10,590
定期預金の預入による支出	10,676	96
定期預金の払戻による収入	546	10,122
	64	682
有価証券の取得による支出	04	
有価証券の売却及び償還による収入	-	2,938
固定資産の取得による支出	6,836	9,202
固定資産の売却による収入	2,210	1,830
貸付金の回収による収入	58	263
事業譲渡による収入 連結の範囲の変更を伴う子会社株式及び出資金 の取得による支出	-	868 90
関係会社株式及び出資金の取得による支出	3,741	48
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却によ る収入	-	2 11,246
その他の増減額 (は減少)	74	122
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,576	17,271

		(単位:百万円) 当連結会計年度 (自 平成29年1月1日
	至 平成28年12月31日)	至 平成29年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	28,160	17,918
長期借入れによる収入	11,333	8,634
長期借入金の返済による支出	904	29,277
ファイナンス・リース債務の返済による支出	57	123
配当金の支払額	2,187	2,180
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式及び出 資金の取得による支出	2,715	-
非支配株主からの払込みによる収入	195	0
非支配株主への配当金の支払額	72	69
自己株式の増減額(は増加)	26,848	173
その他の増減額 (は減少)	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,904	40,761
現金及び現金同等物に係る換算差額	86	377
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,238	6,513
- 現金及び現金同等物の期首残高	21,075	28,313
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減 額(は減少)	-	249
現金及び現金同等物の期末残高	1 28,313	1 21,550

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の数 33社 (前連結会計年度 35社)

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。 Kagome Senegal Sarl、他3社は、当連結会計年度に設立したことにより連結の範囲に含めております。

AKIRA SEEDS S.L.につきましては、当連結会計年度に同社の株式を取得したことから、連結の範囲に含めております。

前連結会計年度において非連結子会社であったKagome Hong Kong Co.,LTD.は、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

連結子会社であったPreferred Brands International, Inc. 及びその子会社 4 社は、保有株式売却に伴い当連結会計年度より連結の範囲から除外しました。

また、連結子会社であった可果美(上海)飲料有限公司及びOSOTSPA KAGOME CO., LTD. は、重要性の観点から、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。なお、可果美(杭州)食品有限公司は清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社名

愛知トマト(株)、和粹技(上海)商貿有限公司、他6社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

- 2 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用の非連結子会社数 社
- (2) 持分法適用の関連会社数 4社

世羅菜園㈱、Ingomar Packing Company, LLC、F-LINE㈱、他1社

当連結会計年度より、出資持分の取得に伴いF-LINE㈱及びその子会社1社を持分法適用の範囲に含めておりま す。

- (3) 非連結子会社8社(愛知トマト㈱及び和粋技(上海)商貿有限公司、他6社)及び関連会社1社は、それぞれ当期 純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸 表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

- 4 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

...償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

...決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

…主として移動平均法による原価法

デリバティブ

…時価法

たな卸資産

...主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

...定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 2~50年

機械装置及び運搬具 2~15年

無形固定資産(リース資産を除く)

...定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

商標権 10~20年 顧客関連資産 15年 ソフトウエア 5年

リース資産

...リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

當片引出全

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理の方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(17年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理の要件を満たしている場合は、振 当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

a . ヘッジ手段......為替予約等

ヘッジ対象......外貨建予定取引

b. ヘッジ手段......金利スワップ

ヘッジ対象.....借入金

c. ヘッジ手段......商品スワップ

ヘッジ対象.....ガス

ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスク及び借入金の金利変動によるリスク並びにエネルギーの価格変動リスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲に含めた現金及び現金同等物は、手許現金及び要求払預金のほか、取得日より3ヶ月以内に満期日が到来する定期性預金及び取得日より3ヶ月以内に償還日が到来する容易に換金可能で、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「貸付けによる 支出」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他の増減額(は減少)」に含めて表示して おります。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「貸付けによる支出」 0百万円、「その他の増減額(は減少)」 73百万円は、「その他の増減額(は減少)」 74百万円として組み替えております。

(追加情報)

(1) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(2) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、平成28年5月20日開催の取締役会において、当社の業績向上に対する従業員の労働意欲の向上や従業員の経営参画を促すとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することにより中長期的な企業価値を高めることを目的とし、従業員インセンティブ・プラン「ESOP信託」の再導入を決議いたしました。

取引の概要

当社が「当社持株会」に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は平成28年5月から平成33年5月までの5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得し、その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。

ESOP信託に残存する自社の株式

ESOP信託に残存する当社株式を、ESOP信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度1,098百万円、412千株、当連結会計年度919百万円、345千株であります。

総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度1,104百万円、当連結会計年度865百万円

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
投資有価証券(株式)	544百万円	591百万円
投資その他の資産 その他(出資金)	4,023	3,944
計	4,568	4,536

2 担保資産

当連結会計年度においては、関係会社の建設賃貸借契約に基づき、建設協力金及び預り敷金(合計2,050百万円) に対して下記の資産を抵当権として設定しております。

前連結会計年度においては、短期借入金46百万円の担保として下記の資産を供しております。

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)	
受取手形及び売掛金	502百万円	百万円	
商品及び製品	62		
原材料及び貯蔵品	291		
流動資産(その他)	678		
建物及び構築物	231	1,956	
機械装置及び運搬具	727		
工具・器具及び備品他	82	1	
土地	2		
建設仮勘定	80		
計	2,657	1,958	

3 偶発債務(債務保証)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
㈱八ヶ岳みらい菜園銀行借入	百万円	11百万円
従業員住宅資金借入	1	0
従業員契約物件保証債務	3	3

4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行で組成される融資シンジケート団(前連結会計年度においては融資シンジケート団及び取引銀行2行)とコミットメントライン契約、取引銀行17行及び2金庫(前連結会計年度においては取引銀行21行、2金庫及び3信連)と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約及び当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
コミットメントライン	28,800百万円	3,000百万円
当座貸越極度額の総額	72,500	62,500
借入実行残高	25,800	
差引額	75,500	65,500

(連結損益及び包括利益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主な内容は、次の通りであります。

	<u> </u>	
	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
販売手数料	4,242 百万円	4,719 百万円
販売促進費	28,219	29,429
広告宣伝費	5,086	5,977
運賃・保管料	12,213	13,683
貸倒引当金繰入額	94	107
取締役報酬	235	246
監査役報酬	15	-
役員賞与引当金繰入額	101	105
給料・賃金	11,329	11,589
賞与引当金繰入額	1,088	1,126
退職給付費用	752	748
その他人件費	4,220	4,428
減価償却費	1,650	1,500
販売費に属する費用の割合	75%	74%
一般管理費に属する費用の割合	25%	26%

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次の通りであります。

	业市社会社生
前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成28年1月1日	(自 平成29年1月1日
至 平成28年12月31日)	至 平成29年12月31日)
3,219百万円	3,346百万円

3 固定資産売却益の内容は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
建物及び構築物	1百万円	3百万円
機械装置及び運搬具他	389	329
土地	1,298	21

4 関係会社株式売却益の内容

当社の子会社でありましたPreferred Brands International, Inc.の全株式を譲渡したものであります。

5 事業譲渡益の内容

当社の子会社であるカゴメアクシス㈱の保険代理店事業、カゴメ物流サービス㈱の車両リース事業を譲渡したことによるものであります。

6 収用補償金の内容

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日) 栃木県那須塩原市国道拡幅工事に伴う移転補償金であります。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日) 栃木県大田原市、長野県伊那市国道拡幅に伴う移転補償金であります。

7 債務免除益の内容

当社の子会社であるVegitalia S.p.A.が債務免除を受けたものであります。

8 固定資産処分損の内容は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		
建物及び構築物	25百万円	64百万円		
機械装置及び運搬具	110	93		
工具、器具及び備品他	29	36		
土地	2	1		

9 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
山梨県西八代郡	太陽光発電事業	土地	134
インド共和国 マハーラーシュトラ 州 ナーシク市	建物及び構築物	139	
		機械装置及び運搬具	329
	工具、器具及び備品	0	
		リース資産	1
合計		606	

当社グループは、事業資産においては、管理会計上の区分を基準に、賃貸不動産及び遊休資産においては個別物件単位で、資産のグルーピングを行っております。

太陽光発電用資産については売却を決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額によっており、資産の見積処分価額等により算定しております。

また、当社子会社であるKagome Foods India Pvt. Ltdが営むトマト加工品の製造・販売事業において、収益性の低下により投資の回収が見込めなくなったため、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額によっており、資産の見積処分価額等により算定しております

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
	賃貸不動産	建物及び構築物	35
愛知県小牧市		機械装置及び運搬具	4
		工具、器具及び備品	0
オーストラリア連邦 ビクトリア州	Kagome Australia Pty Ltd.の事業用資産等	建物及び構築物	547
		機械装置及び運搬具	744
		工具、器具及び備品	1
		建設仮勘定	4
合計			1,337

当社グループは、事業資産においては、管理会計上の区分を基準に、賃貸不動産及び遊休資産においては個別物件単位で、資産のグルーピングを行っております。

賃貸不動産については除却を決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として 特別損失に計上いたしました。

また、当社子会社であるKagome Australia Pty Ltd.が営む生トマトの生産、加工、販売事業において、収益性の低下により投資の回収が見込めなくなったため、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失

として特別損失に計上いたしました。なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.5%で割り引いて算定しております。

10 商品自主回収関連費用の内容

当社業務用ダイストマト缶の自主回収に関連する費用であります。

11 事業構造改善費用の内容

当社グループは、生産性向上の一環として事業構造の見直しを行い、当社静岡工場及び子会社であるカゴメ物流サービス株式会社中部営業所の閉鎖を決定したことに伴い、当連結会計年度において事業構造改善費用631百万円を計上しております。事業構造改善費用の主な内訳は、減損損失384百万円、資産処分や人員整理などの閉鎖により発生が見込まれる諸費用247百万円であります。

なお、事業構造改善費用に含まれる減損損失の内容は次の通りであります。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
		建物及び構築物	156
静岡県藤枝市	静岡県藤枝市生産設備等	機械装置及び運搬具	204
		工具、器具及び備品	4
		建物及び構築物	11
愛知県大府市	 カゴメ物流サービス株	機械装置及び運搬具	3
发和乐人桁巾	式会社の事業用資産	工具、器具及び備品	0
		無形固定資産(のれん除く)	3
	384		

当社静岡工場の閉鎖を決定したことに伴い、将来の使用見込みがなくなった生産設備を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「事業構造改善費用」として特別損失に計上いたしました。なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額によっており、資産の見積処分価額等により算定しております。

また、当社子会社であるカゴメ物流サービス株式会社において、中部営業所の閉鎖を決定したことに伴い、将来の使用見込みがなくなった事業用資産を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「事業構造改善費用」として特別損失に計上いたしました。なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額によっており、資産の見積処分価額等により算定しております。

12 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	139百万円	4,311百万円
組替調整額		990
税効果調整前	139	3,320
税効果額	182	836
その他有価証券評価差額金	43	2,484
繰延へッジ損益		
当期発生額	1,693	23
組替調整額	2,414	2,651
税効果調整前	4,107	2,675
税効果額	1,440	824
繰延ヘッジ損益	2,667	1,850
為替換算調整勘定		
当期発生額	1,023	209
組替調整額		839
税効果調整前	1,023	629
税効果額	8	26
為替換算調整勘定 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	1,014	656
退職給付に係る調整額		
当期発生額	480	447
組替調整額	115	176
税効果調整前	365	624
税効果額	89	189
退職給付に係る調整額	275	435
 持分法適用会社に対する持分 相当額		
当期発生額	4	2
その他の包括利益合計	3,910	1,723

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	99,616	-	•	99,616
合計	99,616	-	-	99,616
自己株式				
普通株式	212	10,970	112	11,070
合計	212	10,970	112	11,070

(注) 1 当連結会計年度末の自己株式数には、従業員持株 E S O P 信託が保有する自社の株式(当連結会計年度期首 55千株、当連結会計年度末412千株)が含まれております。

2 変動事由の概要

増加数の内訳は、次の通りであります。

株式公開買付による増加 10,500千株 従業員持株 E S O P 信託による増加 469千株 単元未満株式の買取請求による増加 1千株

減少数の内訳は、次の通りであります。

従業員持株ESOP信託口から従業員持株会への売却による減少 102千株 従業員持株ESOP信託口から株式市場への売却による減少 9千株

2. 新株予約権等に関する事項

区八	区分 新株予約権の内訳		新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計
<u> </u>			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	(百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権 (第1回新株予約権)						24
(親会社)	ストック・オプション としての新株予約権 (第2回新株予約権)						20
	合計						44

3.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年 2 月24日 取締役会	普通株式	2,188	22.00	平成27年12月31日	平成28年3月8日

(注) 平成28年2月24日取締役会による配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年 2 月22日 取締役会	普通株式	2,179	利益剰余金	24.50	平成28年12月31日	平成29年3月9日

(注) 平成29年2月22日取締役会による配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金10百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	99,616	-	-	99,616
合計	99,616	-	-	99,616
自己株式				
普通株式	11,070	1	68	11,003
合計	11,070	1	68	11,003

- (注) 1 当連結会計年度末の自己株式数には、従業員持株 E S O P 信託が保有する自社の株式(当連結会計年度期首412千株、当連結会計年度末345千株)が含まれております。
 - 2 変動事由の概要

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取請求による増加

1千株

減少数の内訳は、次の通りであります。

従業員持株ESOP信託口から従業員持株会への売却による減少 67千株

ストックオプションの行使による減少

1千株

2.新株予約権等に関する事項

区 八	新井 マ 仏 井 の 内 印	新株予約権の	新株予約	数(株)	当連結会計		
区分	新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	年度末残高 (百万円)
	ストック・オプション としての新株予約権 (第1回新株予約権)						22
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権 (第2回新株予約権)						45
	ストック・オプション としての新株予約権 (第3回新株予約権)						38
	合計						106

3.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年 2 月22日 取締役会	普通株式	2,179	24.50	平成28年12月31日	平成29年3月9日

(注) 平成29年2月22日取締役会による配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金10百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年 2 月23日 取締役会	普通株式	2,668	利益剰余金	30.00	平成29年12月31日	平成30年3月8日

(注) 平成30年2月23日取締役会による配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金10百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金勘定	38,918百万円	22,150百万円
有価証券勘定	<u> </u>	-
計	38,918	22,150
預入期間が3ケ月を超える 定期預金	10,604	599
現金及び現金同等物	28,313	21,550

2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の売却により、Preferred Brands International, Inc.が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入は次の通りです。

流動資産	2,860百万円
固定資産	10,960
流動負債	745
固定負債	2,171
非支配株主持分	1,974
為替換算調整勘定	883
繰延ヘッジ損益	14
株式の売却益	2,171
株式の売却価額	11,970百万円
拘束性預金 (流動資産(その他))	400
現金及び現金同等物	324
差引:売却による収入	11,246百万円

(リース取引関係)

<借主側>

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、農事業における菜園温室設備(建物及び構築物、機械装置及び運搬具)、トマト加工設備(機械装置及び運搬具)、車両(機械装置及び運搬具)、OA機器(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4(2)に記載の通りであります。

<貸主側>

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に食品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして必要な資金を銀行借入により調達しております。また、短期的な事業運転資金についても銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、為替変動リスク及び金利変動リスク並びにエネルギーの価格変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、社内 規定に従い、主な取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っており ます。その一部には、製品の輸出に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約 等を利用してヘッジしております。また、長期貸付金に係る貸付先の信用リスクに関しては、貸付先の信用状況及 び回収期日や残高を定期的に管理することで財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っておりま す。

有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する株式及び 一時的な余資運用の債券であり、株式及び債券については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、一年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております

短期借入金は主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は主に設備投資を目的とした資金調達であります。借入金の一部については、外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。また、借入金の一部については、変動金利のものがあり、金利変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び外貨建ての借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約等、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引、購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されている「4 会計方針に関する事項(6)重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループでは、社内規定に従い、営業債権及び貸付金について、営業管理部門及び財務経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

その他有価証券のうちMMF、コマーシャルペーパー等は、社内規定により格付の高いもののみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用力の高い金融機関(長期債務に対する格付シングルA以上)とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在の最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務及び外貨建て借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約等、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引を利用しております。当該デリバティブ取引に係るリスク管理は、社内規定により当社の財務経理部及び一部子会社が実施しております。取引予定額、月次取引状況、取引残高等について、必要に応じて当社の取締役会等に報告しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社の各部署、連結子会社等からの報告に基づき、当社の財務経理部が資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち21.3%が特定の大口顧客(伊藤忠商事㈱)に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(平成28年12月31日)

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。なお、 時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注2)をご参照ください。)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
		H./J.Imi	- 年曜
(1) 現金及び預金	38,918	38,918	
(2) 受取手形及び売掛金	33,617	33,617	
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	18,255	18,255	
(4) 長期貸付金	1,957	1,957	
資産計	92,748	92,748	
(1) 支払手形及び買掛金	13,729	13,729	
(2) 短期借入金	38,232	38,232	
(3) 長期借入金	36,237	36,237	
負債計	88,199	88,199	
デリバティブ取引()			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(153)	(153)	
ヘッジ会計が適用されているもの	6,177	6,177	
デリバティブ取引計	6,024	6,024	

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につ いては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。なお、長期貸付金には、1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってお ります。
- (3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。なお、長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	
非上場株式	732	

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度において、非上場株式について223百万円の減損処理を行っております。

(注3) 連結決算日後の金銭債権の償還予定額並びに有利子負債の返済予定額

(単位:百万円)

						1 III - II / J J
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
(1) 現金及び預金	38,918					
(2) 受取手形及び売掛金	33,617					
(3) 長期貸付金	266	69	322	75	78	1,145
金銭債権及び満期がある 有価証券合計	72,801	69	322	75	78	1,145
(1) 短期借入金	38,232					
(2) 長期借入金	8,285	785	5,076	7,181	1,130	13,778
有利子負債計	46,517	785	5,076	7,181	1,130	13,778

当連結会計年度(平成29年12月31日)

平成29年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。なお、 時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注2)をご参照ください。)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	22,150	22,150	
(2) 受取手形及び売掛金	36,042	36,042	
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	21,043	21,043	
(4) 長期貸付金	1,648	1,648	
資産計	80,883	80,883	
(1) 支払手形及び買掛金	16,554	16,554	
(2) 短期借入金	21,218	21,218	
(3) 長期借入金	15,601	15,591	10
負債計	53,374	53,364	10
デリバティブ取引()			
ヘッジ会計が適用されていないもの	198	198	
ヘッジ会計が適用されているもの	3,494	3,494	
デリバティブ取引計	3,693	3,693	

- () デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産
 - (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

(4) 長期貸付金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。なお、長期貸付金には、1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってお ります。
- (3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。なお、長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	729

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度において、非上場株式について2百万円の減損処理を行っております。

(注3) 連結決算日後の金銭債権の償還予定額並びに有利子負債の返済予定額

(単位:百万円)

						1 III - II / J J
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
(1) 現金及び預金	22,150					
(2) 受取手形及び売掛金	36,042					
(3) 長期貸付金	66	320	73	76	80	1,031
金銭債権及び満期がある 有価証券合計	58,259	320	73	76	80	1,031
(1) 短期借入金	21,218					
(2) 長期借入金	1,447	1,751	6,803	778	989	3,831
有利子負債計	22,665	1,751	6,803	778	989	3,831

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1 その他有価証券

	区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超え	株式	18,109	8,841	9,267
るもの	小計	18,109	8,841	9,267
連結貸借対照表計上額が取得原価を超え	株式	146	159	13
額が取得原価を超え ないもの	小計	146	159	13
合計		18,255	9,001	9,254

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1 その他有価証券

	区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超え	株式	20,359	7,722	12,637
るもの るもの	小計	20,359	7,722	12,637
連結貸借対照表計上額が取得原価を超え	株式	683	746	62
額が取得原価を超え ないもの	小計	683	746	62
合計		21,043	8,468	12,574

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,986	1,721	-
合計	2,986	1,721	-

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	通貨金利スワップ取引				
市場取引以外 の取引	米ドル受取・円支払	7,850	7,850	507	507
	豪ドル受取・円支払	5,489	5,489	660	660
	合計	13,339	13,339	153	153

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次の通りであります。

(1) 通貨関連

		1			-
ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価
TO A BIODIA	状」「ひが宝炭(サ	上体・ソノバ系	(百万円)	(百万円)	(百万円)
	為替予約取引				
	米ドル受取・円支払		24,379	19,521	3,399
ユーロ受取・円支払 NZドル受取・円支払 繰延ヘッジ処理 米ドル支払・ユーロ受取 英ポンド支払・ユーロ受取	ユーロ受取・円支払		2,727	2,727	32
	NZドル受取・円支払	外貨建予定取引 (売掛金・買掛金)	1,065	1,065	96
	米ドル支払・ユーロ受取		313	-	22
	英ポンド支払・ユーロ受取		1,015	29	25
	米ドル支払・インドルピー受取		1,070	-	20
	通貨オプション取引				
	米ドル受取・円支払		12,100	2,420	2,622
	合計			25,765	6,175

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引	長期借入金	359	310	12
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	17,378	10,497	(注)

- (注) 1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されている ため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
 - 2 当連結会計年度において、金利スワップ取引の一部についてヘッジ会計の終了処理を行っております。

(3) 商品関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
繰延ヘッジ処理	商品スワップ取引	ガス	28	1	13

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	為替予約取引				
市場取引以外 の取引	米ドル受取・ユーロ支払	134	-	2	2
	通貨金利スワップ取引				
	米ドル受取・円支払	2,110	2,110	201	201
	合計	2,244	2,110	198	198

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次の通りであります。

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
	為替予約取引				
	米ドル受取・円支払	外貨建予定取引 (売掛金・買掛金)	22,574	10,819	2,454
繰延へッジ処理	ユーロ受取・円支払		4,478	4,478	434
	NZドル受取・円支払		1,627	1,627	147
	米ドル支払・ユーロ受取		422	-	24
	英ポンド支払・ユーロ受取		1,321	55	0
	通貨オプション取引				
	米ドル受取・円支払		2,347	-	433
	合計		32,772	16,980	3,494

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	1,850	1,850	(注)

- (注) 1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されている ため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
 - 2 当連結会計年度において、金利スワップ取引の一部についてヘッジ会計の終了処理を行っております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、当社及び一部の連結子会社では確定拠出型の制度を採用しております。この他、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

当社の退職一時金制度は、非積立型制度ですが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。

2 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

		(単位:百万円)_
	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年1月1日	(自 平成29年1月1日
	至 平成28年12月31日)	至 平成29年12月31日)
退職給付債務の期首残高	6,224	6,747
勤務費用	351	351
利息費用	50	27
数理計算上の差異の発生額	491	178
退職給付の支払額	400	285
その他	29	17
退職給付債務の期末残高	6,747	6,680

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

		<u> </u>
	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年1月1日	(自 平成29年1月1日
	至 平成28年12月31日)	至 平成29年12月31日)
年金資産の期首残高	1,309	1,319
期待運用収益	25	26
数理計算上の差異の発生額	14	272
事業主からの拠出額	14	23
退職給付の支払額	13	11
その他	1	4
年金資産の期末残高	1,319	1,635

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

		<u> (単位:百万円)</u>
	前連結会計年度 当連結会記	
	(平成28年12月31日)	(平成29年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	6,118	6,031
年金資産	1,319	1,635
	4,798	4,396
非積立型制度の退職給付債務	628	649
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,427	5,045
退職給付に係る負債	5,427	5,045
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,427	5,045

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

		(単位:百万円)
	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年1月1日	(自 平成29年1月1日
	至 平成28年12月31日)	至 平成29年12月31日)
勤務費用	351	351
利息費用	50	27
期待運用収益	25	26
数理計算上の差異の費用処理額	146	175
その他	62	24
確定給付制度に係る退職給付費用	585	553

(5)退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次の通りであります。

	(単位:百万円)_
前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成28年1月1日	(自 平成29年1月1日
至 平成28年12月31日)	至 平成29年12月31日)
 365	624

(6)退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次の通りであります。

		(単位:百万円)
	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成28年12月31日)	(平成29年12月31日)
- 未認識数理計算上の差異	1,875	1,252

(7)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)	
株式	62%	67%	
預金	33%	28%	
その他	5%	5%	
合計	100%	100%	

⁽注)年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度95%、当連結会計年度95%含まれております。

(8) 長期期待運用収益率の設定方法

長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産か らの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9)数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 (自 平成29年1月 至 平成28年12月31日) 至 平成29年12月 至 平成28年12月31日)	1日
割引率 長期期待運用収益率	0.4% ~ 1.3%	1.5%

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、次の通りであります。

		<u> </u>
	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年1月1日	(自 平成29年1月1日
	至 平成28年12月31日)	至 平成29年12月31日)
確定拠出制度への拠出額	396	382

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
販売費及び一般管理費	25	63

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

(1) ストック・オプションの内容	
名称	カゴメ株式会社 第1回新株予約権
決議年月日	平成26年 5 月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)7名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 26,900株
付与日	平成26年 6 月 5 日
権利確定条件	新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、喪失した日の翌日から8年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使期間内に限る。割当てを受けた当該新株予約権は第72期(平成27年12月期)に係る当社の連結経常利益率5%を基準とし、その達成度に応じて別途定める個数(1個未満の端数は切り捨てる)を行使できるものとする。ただし、第72期(平成27年12月期)に係る当社の連結経常利益率2%未満の場合は、当該新株予約権を行使することができない。 上記 は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年6月6日~ 平成43年6月5日
名称	カゴメ株式会社 第 2 回新株予約権
決議年月日	平成28年 2 月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 6 名 当社執行役員 14名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 26,800株
付与日	平成28年 3 月10日
権利確定条件	新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、喪失した日の翌日から8年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使期間内に限る。割当てを受けた当該新株予約権は第74期(平成29年12月期)に係る当社の連結経常利益率4.5%を基準とし、その達成度に応じて別途定める個数(1個未満の端数は切り捨てる)を行使できるものとする。ただし、第74期(平成29年12月期)に係る当社の連結経常利益率2%未満の場合は、当該新株予約権を行使することができない。 上記 は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年 3 月11日 ~ 平成45年 3 月10日
名称	カゴメ株式会社 第3回新株予約権
決議年月日	平成29年 2 月22日

付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)6名 当社執行役員 13名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 34,400株
付与日	平成29年3月9日
権利確定条件	新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、喪失した日の翌日から8年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使期間内に限る。割当てを受けた当該新株予約権は第75期(平成30年12月期)に係る当社の連結経常利益率5.0%を基準とし、その達成度に応じて別途定める個数(1個未満の端数は切り捨てる)を行使できるものとする。ただし、第75期(平成30年12月期)に係る当社の連結経常利益率2%未満の場合は、当該新株予約権を行使することができない。上記は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成31年 3 月10日 ~ 平成46年 3 月 9 日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成29年12月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

名称	カゴメ株式会社 第 1 回新株予約権	カゴメ株式会社 第 2 回新株予約権	カゴメ株式会社 第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末		26,800	
付与			34,400
失効			
権利確定			
未確定残		26,800	34,400
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	15,800		
権利確定			
権利行使	1,300		
失効			
未行使残	14,500		

単価情報

名称	カゴメ株式会社 第1回新株予約権	カゴメ株式会社 第 2 回新株予約権	カゴメ株式会社 第3回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,445		
公正な評価単価 (付与日)(円)	1,536	1,839	2,703

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	19.587%
予想残存期間	(注) 2	9.5年
予想配当	(注)3	24.50円
無リスク利子率	(注) 4	0.060%

- (注) 1 9.5年間(平成19年9月9日から平成29年3月9日)の株価実績に基づき算定しました。
 - 2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものとし推定して見積っております。
 - 3 平成28年12月期の配当実績によります。
 - 4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産(流動)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
賞与引当金	391百万円	411百万円
未払事業税	37	271
棚卸資産	214	161
その他	746	560
	1,389	1,404
—————————————————————————————————————	16	36
	1,373	1,368
繰延税金負債(流動)との相殺	712	861
	660	506
繰延税金負債(流動)		
繰延ヘッジ損益	1,731	788
その他	86	87
小計	1,817	876
	712	861
	1,104	14
繰延税金資産(固定)		
繰越欠損金	2,970	2,332
減損損失	421	588
投資有価証券評価損	306	307
退職給付信託設定額	465	464
退職給付に係る負債	1,240	1,122
年金資産配当金益金算入額	128	136
非適格現物出資	299	299
その他	1,101	1,229
小計	6,933	6,480
	3,308	4,020
	3,624	2,460
繰延税金負債(固定)との相殺	3,531	2,365
	93	95
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	2,762	3,599
土地評価差益	1,265	1,247
固定資産圧縮積立金	1,014	952
繰延ヘッジ損益	155	274
退職給付信託設定益	129	129
企業結合により識別された無形資産	1,624	-
その他	284	43
<u>—</u> 合計	7,235	6,247
繰延税金資産(固定)との相殺	3,531	2,365
━ 繰延税金負債(固定)の純額	3,704	3,882

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	32.8%	30.7%
(調整)住民税均等割額	0.5	0.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3	0.2
税額控除	2.1	1.6
持分法による投資損益	0.1	0.1
のれん償却額	2.2	1.4
評価性引当額の変動	0.2	2.5
税率変更による影響	2.0	-
その他	0.4	0.3
- 税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.6	33.5

(企業結合等関係)

事業分離

(1) 事業分離の概要

分離する連結子会社の名称及び事業の内容

名称 Preferred Brands International, Inc. 事業の内容 家庭用エスニック簡便食品の製造・販売

分離先企業の名称

Effem Holdings Limited

事業分離を行った主な理由

当社は、平成27年5月にPreferred Brands International, Inc.株式の70%を同社株主のASG-OMNI LLC 等から取得することにより同社を連結子会社化し、米国の消費者向け食品市場で共同して事業を展開して参りましたが、ASG-OMNI LLC から継続保有する同社株式30%について、当社に対し売却したい旨の打診がありました。

同社を完全子会社化することによる当社グループ全体への相乗効果、同社株式の追加取得に伴う資金需要、同社事業の方向性等を踏まえて総合的に検討した結果、当社及びASG-OMNI LLC が保有する同社の全株式を売却することが、当社及び同社の企業価値向上に資するものと判断いたしました。

事業分離日

平成29年11月3日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

関係会社株式売却益 2,171 百万円

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産2,860 百万円固定資産42,860高方円43,860

資産合計13,820流動負債745固定負債2,171負債合計2,916

会計処理

Preferred Brands International, Inc.の連結上の簿価と売却額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

国際事業

(4) 当連結会計年度の連結損益及び包括利益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 5,951 百万円

営業損失(注) 11

(注)営業損失には、企業結合により認識したのれん及び無形固定資産の償却費を含めております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1.報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、国内において、飲料や調味料等の製造・販売を行っている加工食品事業、トマトを中心とした 生鮮野菜の生産・販売を行っている農事業の2つを主たる事業としております。また、トマトの種子開発から農業 生産、商品開発、加工、販売までの垂直統合型ビジネスを国際事業として展開しております

したがって、当社グループは国内事業である「加工食品」、「農」、「その他」及び「国際事業」の4つを報告 セグメントとしております。

なお、各報告セグメントの概要は以下の通りです。

	セグメントの名称	主要製品及び商品等
	飲料	野菜生活100シリーズ、トマトジュース、他
	食品他	トマトケチャップ、トマト系調味料、ソース、通販・贈答用製品、他
	加工食品	
	農	生鮮トマト、ベビーリーフ、パックサラダ等
	その他	不動産事業、物流事業、業務受託事業
国	内事業	
国	際事業	トマトの種子開発・農業生産、商品開発、加工、販売

当社グループは従来、製品や対象市場等を基礎として、国内事業を「飲料」「食品」「ギフト」「農」「通販」「業務用」「その他」の7つ、国際事業を「国際業務用」「種子・育苗」「コンシューマー事業」の3つに報告セグメントを区分しておりました。

当連結会計年度より、国内事業の事業セグメント間の連携強化や国際事業の垂直統合型ビジネスの確立などの経営 戦略方針に基づく管理区分への見直しに伴い、「飲料」「食品」「ギフト」「通販」「業務用」を集約し、「加工食品」へ、「国際業務用」「種子・育苗」「コンシューマー事業」を集約し、「国際事業」へ変更しております。

この結果、当社グループの報告セグメントは、国内事業の「加工食品」「農」「その他」と「国際事業」を報告セグメントとしております。また、国内事業のセグメント業績をより適切に評価するため、「国内事業 計」は国内事業内のセグメント間取引を消去して表示しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢 価格に基づいております。 3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:百万円)

							\ i i = ·	<u> </u>
			国内事業				調整額 (注 2)	連結 財務諸 表 計上額
	加工食品	農	その他	調整額 (注 1)	計	国際事業		
売上高								
外部顧客に対する売上高	146,913	11,487	1,398	-	159,799	42,735	-	202,534
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	15,355	15,354	1	4,625	4,626	-
計	146,913	11,487	16,753	15,354	159,800	47,360	4,626	202,534
セグメント利益又は損失()	8,143	862	688	-	9,695	1,250	-	10,946
セグメント資産	129,774	6,448	14,424	-	150,647	69,156	1	219,804
その他の項目								
減価償却費(注3)	3,395	333	221	-	3,950	1,781	-	5,732
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,991	252	2,068	-	5,312	1,937	-	7,250

- (注) 1 国内事業内のセグメント間売上高を消去しております。
 - 2 国内事業と国際事業間のセグメント売上高を消去しております。
 - 3 国内事業については、セグメント別に合理的な基準による配分を行っております。
 - 4 セグメント負債の金額は当社の最高意思決定機関において定期的に提供・使用しておりません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位:百万円)

			国内事業				調整額 (注 2)	連結 財務諸 表 計上額
	加工食品	農	その他	調整額 (注 1)	計	国際事業		
売上高								
外部顧客に対する売上高	157,642	11,409	1,022	-	170,073	44,136	-	214,210
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	17,035	16,835	199	4,710	4,910	-
計	157,642	11,409	18,057	16,835	170,273	48,847	4,910	214,210
セグメント利益又は損失()	10,700	236	666	-	11,131	837	-	11,968
セグメント資産	118,140	6,559	12,000	-	136,700	59,036	-	195,737
その他の項目								
減価償却費(注3)	3,221	423	237	-	3,882	1,931	-	5,813
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,181	602	32	-	4,816	3,812	-	8,629

- (注) 1 国内事業内のセグメント間売上高を消去しております。
 - 2 国内事業と国際事業間のセグメント売上高を消去しております。
 - 3 国内事業については、セグメント別に合理的な基準による配分を行っております。
 - 4 セグメント負債の金額は当社の最高意思決定機関において定期的に提供・使用しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

日本	その他	合計額
160,291	42,243	202,534

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	その他	合計額
34,875	18,759	53,634

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
伊藤忠商事(株)	43,932	加工食品

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

日本	米国	その他	合計額	
170,668	22,327	21,214	214,210	

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	ポルトガル	その他	合計額
34,304	5,600	13,345	53,250

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
伊藤忠商事㈱	46,814	加工食品

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:百万円)

			国内事業					
	加工食品(注1)	農	その他 (注2)	調整額	計	国際事業	調整額	連結 財務諸 表 計上額
減損損失	364	-	154	-	519	471	-	990

- (注) 1 当該金額は、事業構造改善費用(特別損失)として計上しております。
 - 2 当該金額のうち19百万円は、事業構造改善費用(特別損失)として計上しております。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位:百万円)

			国内事業					
	加工食品	農	その他	調整額	計	国際事業	調整額	連結 財務諸 表 計上額
減損損失	-	-	39	-	39	1,297	-	1,337

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:百万円)

			国内事業					連結
	加工食品	農	その他	調整額	計	国際事業	調整額	財務諸表
当期償却額	-	-	-	-	-	752	-	752
当期末残高	-	-	-	-	-	6,515	-	6,515

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位:百万円)

	国内事業					同购事业		連結
	加工食品	農	その他	調整額	計	国際事業 (注1、2)	調整額	財務諸 表 計上額
当期償却額	-	-	-	-	-	722	-	722
当期末残高	-	ı	-	-	-	503	-	503

- (注) 1 AKIRA SEEDS, S.L.の株式を取得したことに伴い83百万円増加しております。
 - 2 Preferred Brands International, Inc.の株式を売却したことに伴い51億71百万円減少しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日) 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	アサヒグループ ホールディング ス(株)	東京都墨田区	182,531	グループの 経営戦略・ 経営管理	被所有 直接 - %	業務提携	自己株式の 取得(注)	24,610	-	-

(注)アサヒグループホールディングス株式会社保有の当社株式10,000,000株を、公開買付により1株2,461円で取得したものであります。当該取引の結果、当連結会計年度末において同社は当社の議決権を所有しておりません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1 株当たり純資産額	1,043円89銭	1,150円50銭
1 株当たり当期純利益金額	68円30銭	114円03銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額	68円28銭	113円96銭

- (注) 1 株主資本において自己株式として計上されている従業員持株 ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度は270千株、当連結会計年度は379千株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は前連結会計年度は412千株、当連結会計年度は345千株であります。
 - 2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

7670		
項目	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
(1) 1株当たり当期純利益金額	68円30銭	114円03銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 当期純利益金額(百万円)	6,764	10,100
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(百万円)	6,764	10,100
普通株式の期中平均株式数(千株)	99,046	88,578
(2)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	68円28銭	113円96銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	30	58
(うち新株予約権(千株))	(30)	(58)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式	-	

(重要な後発事象)

当社は、平成30年2月23日の取締役会において会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく株式報酬型ストック・オプションとして、当社取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)及び執行役員に対して新株予約権を割り当てることを決議いたしました。内容については、「第4提出会社の状況 1.株式等の状況 (9)ストックオプション制度の内容」に記載しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	38,232	21,218	年1.19	
1年以内返済予定の長期借入金	8,285	1,447	年0.50	
1年以内返済予定のリース債務	24	80	年8.82	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	27,952	14,154	年0.64	平成31年~平成49年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	43	267	年8.82	平成31年~平成35年
その他有利子負債				
合計	74,538	37,168		

- (注) 1 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率であり、金利スワップによりヘッジした後の実質金利であります。
 - 2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	
長期借入金	1,751	6,803	778	989	
リース債務	93	78	52	32	

【資産除去債務明細表】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高	(百万円)	47,122	104,095	160,808	214,210
税金等調整前 四半期(当期)純利益	(百万円)	3,427	7,313	11,106	15,610
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	2,133	4,776	7,180	10,100
1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	24.09	53.93	81.07	114.03

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1 株当たり 四半期純利益金額	(円)	24.09	29.84	27.14	32.96

決算日後の状況

特記事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

	前事業年度 (平成28年12月31日)	(単位:百万円 当事業年度 (平成29年12月31日)
 資産の部		
流動資産		
現金及び預金	28,350	14,43
売掛金	1 27,475	1 29,86
商品及び製品	7,076	7,44
仕掛品	20	3
原材料及び貯蔵品	14,417	11,73
前渡金	-	11
前払費用	327	41
繰延税金資産	-	4
短期貸付金	1 12,117	1 1,04
未収入金	1 4,170	1 4,50
デリバティブ債権	5,640	2,56
その他	1 366	1 67
貸倒引当金	1,145	83
流動資産合計	98,818	72,0
固定資産		
有形固定資産		
建物	23,806	23,13
減価償却累計額	15,810	15,47
建物(純額)	7,995	7,65
構築物	3,727	3,79
減価償却累計額	2,816	2,78
構築物(純額)	910	1,00
機械及び装置	51,100	50,49
減価償却累計額	41,773	40,77
機械及び装置(純額)	9,326	9,7
車両運搬具	56	
減価償却累計額	48	
車両運搬具(純額)	8	,
工具、器具及び備品	4,798	4,8
減価償却累計額	4,144	4,22
工具、器具及び備品(純額)	654	58
土地	4,193	3,9
リース資産	618	48
減価償却累計額	374	22
リース資産(純額)	244	26
建設仮勘定	121	97
有形固定資産合計	23,454	24,1
無形固定資産		
借地権	155	1:
商標権	0	
ソフトウエア	1,395	1,29
その他	38	
無形固定資産合計	1,589	1,40

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	18,983	21,768
関係会社株式	27,729	12,840
出資金	13	13
関係会社出資金	5,124	5,046
関係会社長期貸付金	7,392	13,275
長期前払費用	133	88
保険積立資産	40	40
敷金	1 666	1 661
その他	998	1,479
貸倒引当金	621	971
投資その他の資産合計	60,461	54,243
固定資産合計	85,505	79,866
資産合計	184,323	151,916
負債の部		
流動負債		
金件買	1 11,455	1 14,096
短期借入金	30,941	6,747
1年内返済予定の長期借入金	7,463	1,154
リース債務	1 101	59
未払金	1 10,066	1 12,053
未払費用	524	532
未払法人税等	164	3,288
未払消費税等	1,007	193
繰延税金負債	976	-
預り金	1 52	1 56
賞与引当金	1,137	1,142
役員賞与引当金	95	102
その他	614	803
流動負債合計	64,600	40,229
固定負債		
長期借入金	26,380	12,094
リース債務	160	222
繰延税金負債	2,198	3,995
退職給付引当金	3,232	3,461
債務保証損失引当金	172	498
受入敷金保証金	128	109
その他	666	516
固定負債合計	32,937	20,899
負債合計	97,538	61,128

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,985	19,985
資本剰余金		
資本準備金	23,733	23,733
資本剰余金合計	23,733	23,733
利益剰余金		
利益準備金	1,193	1,193
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	1,356	1,240
トマト翁記念基金	330	400
別途積立金	51,220	51,820
繰越利益剰余金	5,337	7,921
その他利益剰余金合計	58,244	61,382
利益剰余金合計	59,437	62,575
自己株式	27,163	26,985
株主資本合計	75,993	79,308
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,482	8,966
繰延ヘッジ損益	4,264	2,406
評価・換算差額等合計	10,747	11,373
新株予約権	44	106
純資産合計	86,785	90,788
負債純資産合計	184,323	151,916

【損益計算書】

	¥ = 316 for ex-	(単位:百万円)
	前事業年度 (自 平成28年1月1日	当事業年度 (自 平成29年1月1日
	至 平成28年12月31日)	至 平成29年12月31日)
売上高	450 400	400.00=
商品及び製品売上高	1 158,128	1 168,937
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	7,263	7,076
当期製品製造原価	51,866	50,378
当期商品及び製品仕入高	29,910	38,369
合計	89,039	95,824
商品及び製品期末たな卸高	7,076	7,447
たな卸資産廃棄損及び評価損	743	649
他勘定振替高	3 1,762	3 2,033
売上原価合計	1 80,943	1 86,993
売上総利益 85. 本表表表 1965 - 1985 - 1985 - 1985 - 1985 - 1985 - 1985 - 1985 - 1985 - 1985 - 1985 - 1985 - 1985 - 1985 - 1985	77,184	81,943
販売費及び一般管理費	1, 2 68,197	1, 2 71,494
営業利益	8,987	10,449
営業外収益	000	0.57
受取利息	1 288	1 357
有価証券利息	0	0
受取配当金	1 429	1 816
デリバティブ評価益	-	394
維収入	1 265	1 337
営業外収益合計	984	1,905
営業外費用	5.4	070
支払利息	54	270
為替差損	143 1 259	225 1 217
維支出	1 259 457	
営業外費用合計 経常利益	9,514	
特別利益	9,514	11,041
固定資産売却益	1,298	29
回に負性元が益 投資有価証券売却益	1,290	1,721
双員有 個証分 元却益 関係会社株式売却益	-	1,620
以用補償金 以用補償金	- 4 236	4 11
以用神順並 特別利益合計	1,535	3,382
特別損失		3,302
固定資産処分損	154	179
減損損失	5 499	5 39
投資有価証券評価損	223	2
関係会社株式評価損	1,481	4,771
関係会社出資金評価損	131	78
災害による損失	6 46	-
商品自主回収関連費用	7 414	<u> </u>
事業構造改善費用	8 569	_
事来确定以告員// 債務保証損失引当金繰入額	172	
貸倒引当金繰入額	9 1,404	9 476
見図コヨ並株八領 その他		52
特別損失合計	5,098	5,600
税引前当期純利益	5,951	9,423
祝可削ヨ朔縄利益 法人税、住民税及び事業税	717	3,341
法人税等調整額 法人税等調整額	2,216	3,341 764
法人税等調整額 法人税等合計	2,933	4,105
法人祝寺百訂 当期純利益	3,018	5,318
二 光力 元七个 1 三	3,018	5,316

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

	株主資本							
			資本剰余金			利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他資本剰余 金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余 金	利益剰余金合計	
当期首残高	19,985	23,733	-	23,733	1,193	57,414	58,607	
当期変動額								
剰余金の配当						2,188	2,188	
当期純利益						3,018	3,018	
自己株式の取得								
自己株式の処分								
自己株式処分差損の 振替								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	830	830	
当期末残高	19,985	23,733	-	23,733	1,193	58,244	59,437	

	株主	資本	į	評価・換算差額等	争		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延へッジ損益	評価・換算差額 等合計	新株予約権	
当期首残高	314	102,011	6,439	6,965	13,405	19	115,436
当期变動額							
剰余金の配当		2,188					2,188
当期純利益		3,018					3,018
自己株式の取得	27,094	27,094					27,094
自己株式の処分	245	245					245
自己株式処分差損の 振替		-					1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			43	2,701	2,657	25	2,632
当期变動額合計	26,848	26,018	43	2,701	2,657	25	28,650
当期末残高	27,163	75,993	6,482	4,264	10,747	44	86,785

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

							ш. нузгзу
	株主資本						
			資本剰余金			利益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他資本剰余 金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余 金	利益剰余金合計
当期首残高	19,985	23,733	-	23,733	1,193	58,244	59,437
当期変動額							
剰余金の配当						2,179	2,179
当期純利益						5,318	5,318
自己株式の取得							
自己株式の処分			1	1			
自己株式処分差損の 振替			1	1		1	1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)							
当期変動額合計	•	•	-	-	-	3,137	3,137
当期末残高	19,985	23,733	-	23,733	1,193	61,382	62,575

	株主	資本	į	平価・換算差額等	<u> </u>		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延へッジ損益	評価・換算差額 等合計	新株予約権	
当期首残高	27,163	75,993	6,482	4,264	10,747	44	86,785
当期変動額							
剰余金の配当		2,179					2,179
当期純利益		5,318					5,318
自己株式の取得	5	5					5
自己株式の処分	182	181					181
自己株式処分差損の 振替		-					-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			2,484	1,857	626	61	687
当期変動額合計	177	3,314	2,484	1,857	626	61	4,002
当期末残高	26,985	79,308	8,966	2,406	11,373	106	90,788

【株主資本等変動計算書の欄外注記】

その他利益剰余金の内訳

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:百万円)

					(+ -
	固定資産 圧縮積立金	トマト翁 記念基金	別途積立金	繰越利益 剰余金	その他 利益剰余金 合計
当期首残高	1,254	265	49,920	5,974	57,414
当期変動額					
固定資産圧縮 積立金の積立	204			204	
固定資産圧縮 積立金の取崩	102			102	
トマト翁記念 基金の積立		100		100	
トマト翁記念 基金の取崩		35		35	
自己株式処分差損 の振替					
別途積立金の積立			1,300	1,300	
剰余金の配当				2,188	2,188
当期純利益				3,018	3,018
当期変動額合計	102	65	1,300	637	830
当期末残高	1,356	330	51,220	5,337	58,244

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

					<u>(単位:白力円)</u>
	固定資産 圧縮積立金	トマト翁 記念基金	別途積立金	繰越利益 剰余金	その他 利益剰余金 合計
当期首残高	1,356	330	51,220	5,337	58,244
当期変動額					
固定資産圧縮 積立金の積立					
固定資産圧縮 積立金の取崩	115			115	
トマト翁記念 基金の積立		100		100	
トマト翁記念 基金の取崩		30		30	
自己株式処分差損 の振替				1	1
別途積立金の積立			600	600	
剰余金の配当				2,179	2,179
当期純利益				5,318	5,318
当期変動額合計	115	70	600	2,583	3,137
当期末残高	1,240	400	51,820	7,921	61,382

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、いずれも総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

- 4 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
 - ...定額法

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物2~50年機械及び装置2~15年

- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
 - ...定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産
 - ...リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- 5 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算 定式基準によっております。 数理計算上の差異の費用処理の方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(17年)による 定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。

- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - a . ヘッジ手段......為替予約等

ヘッジ対象......外貨建予定取引

b. ヘッジ手段......金利スワップ

ヘッジ対象......借入金

(3) ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスク及び借入金の金利変動によるリスクを回避する目的で のみヘッジ手段を利用する方針であります。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(1) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(2) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

従業員持株ESOP信託に関する会計処理について、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債は、次の通りであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
短期金銭債権	12,318百万円	1,333百万円
長期金銭債権	196	195
短期金銭債務	2,780	3,528

2 偶発債務(債務保証)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
いわき小名浜菜園㈱銀行借入	112百万円	37百万円
加太菜園㈱銀行借入		577
高根ベビーリーフ菜園㈱ 銀行借入	220	220
千葉ベビーリーフ菜園㈱銀行借入		250
Kagome Inc.銀行借入	524	440
United Genetics Holdings LLC 銀行借入	582	1,491
United Genetics Italia S.p.A. 銀行借入	527	748
United Genetics India Pvt Ltd. 銀行借入		89
Kagome Australia Pty Ltd. 銀行借入		2,689
八ヶ岳みらい菜園㈱銀行借入		11
従業員契約物件保証債務	1	3
従業員住宅資金借入	3	0

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行で組成される融資シンジケート団(前事業年度においては 融資シンジケート団及び取引銀行2行)とコミットメントライン契約、取引銀行15行及び2金庫(前事業年度においては取引銀行19行、2金庫及び3信連)と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約及び当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
コミットメントライン	28,800百万円	3,000百万円
当座貸越極度額の総額	72,000	62,000
借入実行残高	25,800	
差引額	75,000	65,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額は、次の通りであります。

Mark II - a Like Mark of Mark at Mark				
	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		
売上高	269百万円	606百万円		
仕入高・販売費及び一般管理費	23,447	24,620		
営業取引以外の取引高	397	626		

2 販売費及び一般管理費の主な内容は、次の通りであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
販売手数料	3,910 百万円	4,395 百万円
販売促進費	27,393	28,443
広告宣伝費	4,801	5,560
運賃・保管料	10,036	10,513
貸倒引当金繰入額	44	37
取締役報酬	226	237
監査役報酬	15	-
役員賞与引当金繰入額	95	102
給料・賃金	8,072	7,946
賞与引当金繰入額	976	988
退職給付費用	660	638
その他人件費	3,346	3,539
減価償却費	1,101	1,030
販売費に属する費用の割合	80%	80%
一般管理費に属する費用の割合	20%	20%

- 3 他勘定振替高は、主として商品及び製品を見本宣伝用、研究用等の販売費及び一般管理費として使用したものであります。
- 4 収用補償金の内容は、次の通りであります。
- 前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

栃木県那須塩原市国道拡幅に伴う移転補償金であります。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

栃木県大田原市、長野県伊那市国道拡幅に伴う移転補償金であります。

5 減損損失の内容は、次の通りであります。

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
山梨県西八代郡	任代工制立	土地	483
青森県十和田市	賃貸不動産	1 工地	16

当社は、事業資産においては、管理会計上の区分を基準に、賃貸不動産及び遊休資産においては個別物件単位で、資産のグルーピングを行っております。

上記資産については売却を決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額によっており、売却予定価額を基に算定しております。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
		建物	32
平加县 小龙士	賃貸不動産	構築物	3
愛知県小牧市	小牧巾 貝貝个割性 	機械及び装置	4
			0

当社は、事業資産においては、管理会計上の区分を基準に、賃貸不動産及び遊休資産においては個別物件単位で、資産のグルーピングを行っております。

上記資産については除却を決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

- 6 災害による損失は、熊本地震による補填見舞金、被災地への救助物資等の費用であります。
- 7 商品自主回収関連費用は、業務用ダイストマト缶の自主回収に関する費用であります。
- 8 事業構造改善費用は、生産体制の見直しの一環として静岡工場の閉鎖を決定したことに伴う費用であります。 主な内訳は、減損損失364百万円、資産処分や人員整理などの閉鎖により発生が見込まれる諸費用204百万円であ ります。

なお、事業構造改善費用に含まれる減損損失の内容は次の通りであります。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
		建物	147
		構築物	8
静岡県藤枝市	生産設備等	機械及び装置	204
		車両運搬具	0
		工具、器具及び備品	4

上記資産については、静岡工場の閉鎖を決定したことに伴い、将来の使用見込みがなくなった生産設備等を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「事業構造改善費用」として計上いたしました。

なお、回収可能価額は、正味売却価額によっており、資産の見積処分価額等により算出しております。

9 貸倒引当金繰入額は、関係会社に対するものであります。

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式27,687百万円、関連会社株式41百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式12,751百万円、関連会社株式88百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産(流動)		
賞与引当金	349百万円	374百万円
未払事業税	10	232
貸倒引当金	351	344
その他	337	236
小計	1,048	1,187
評価性引当額	293	355
合計		832
燥延税金負債(流動)との相殺	755	788
燥延税金資産(流動)の純額		44
桑延税金負債(流動)		
繰延ヘッジ損益	1,731	788
合計	1,731	788
操延税金資産(流動)との相殺	755	788
操延税金負債(流動)の純額	976	
燥延税金資産(固定)		
投資有価証券評価損	306	307
関係会社投融資評価損	1,841	2,627
退職給付信託設定額	464	464
退職給付引当金	987	1,055
減損損失	382	36
年金資産配当金益金算入額	128	134
非適格現物出資	299	299
その他	336	402
小計	4,747	5,327
評価性引当額	1,754	3,229
合計	2,992	2,097
操延税金負債(固定)との相殺	2,992	2,097
操延税金資産(固定)の純額		
嬠延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	2,762	3,599
土地評価差益	385	385
関係会社への不動産売却益	1,117	1,117
固定資産圧縮積立金	595	544
繰延ヘッジ損益	155	274
退職給付信託設定益	129	129
その他	43	42
合計	5,190	6,093
操延税金資産(固定)との相殺	2,992	2,097
繰延税金負債(固定)の純額	2,198	3,995

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	32.8%	30.7%
(調整)住民税均等割額	0.9	0.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	0.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.1	1.9
税額控除	2.8	2.4
評価性引当額の変動	17.1	16.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.0	
その他	0.1	0.4
税効果会計適用後の法人税等の 負担率 _	49.3	43.6

(企業結合等関係)

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

当社は、平成30年2月23日の取締役会において会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく株式報酬型ストック・オプションとして、当社取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)及び執行役員に対して新株予約権を割り当てることを決議いたしました。内容については、「第4提出会社の状況 1.株式等の状況(9)ストックオプション制度の内容」に記載しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末 取得原価 (百万円)
有形固定資産							
建物	7,995	286	90 (32)	537	7,653	15,476	23,130
構築物	910	198	9 (3)	94	1,005	2,787	3,792
機械及び装置	9,326	2,169	105 (4)	1,670	9,719	40,776	50,495
車両運搬具	8	28	0	7	28	56	84
工具、器具及び備品	654	201	3 (0)	266	585	4,225	4,811
土地	4,193	7	281		3,919		3,919
リース資産	244	129	0	104	268	221	489
建設仮勘定	121	972	118		975		975
有形固定資産計	23,454	3,993	610 (39)	2,682	24,154	63,544	87,699
無形固定資産							
借地権	155				155		
商標権	0		0	0	0		
ソフトウエア	1,395	519		615	1,299		
その他	38		25	0	12		
無形固定資産計	1,589	519	25	615	1,468		

(注) 1 当期増加額の主なものは、次の通りであります。

機械及び装置小坂井工場 ケチャップライン更新工事783那須工場 人参加工ライン増強191神奈川県横浜市 ベビーリーフ加工ライン新設165建設仮勘定茨城工場 スムージーライン導入工事785ソフトウエア東京本社 商品詳細データベース再構築
東京本社 基幹システム刷新149

- 2 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
- 3 当期減少額の主なものは、次の通りであります。

 土地
 山梨県三郷町 土地売却
 186

 青森県十和田市 土地売却
 79

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,766	557	516	1,807
賞与引当金	1,137	1,142	1,137	1,142
役員賞与引当金	95	102	95	102
債務保証損失引当金	172	325		498

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	12月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次の通りです。 http://www.kagome.co.jp/company/ir/data/public/index.html
株主に対する特典	毎年12月31日及び6月30日現在の100株以上1,000株未満保有の株主に1,000円相当、 1,000株以上保有の株主に3,000円相当の自社製品を贈呈(年二回)

(注) 定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及び 事業年度 自 平成28年1月1日 平成29年3月17日 その添付書類並びに確認書 至 平成28年12月31日 (第73期) 関東財務局長に提出 (2) 内部統制報告書及び 自 平成28年1月1日 平成29年3月17日 事業年度 その添付書類 至 平成28年12月31日 関東財務局長に提出 (第73期) (3) 四半期報告書、 (第74期第1四半期) 自 平成29年1月1日 平成29年5月12日 四半期報告書の確認書 至 平成29年3月31日 関東財務局長に提出 (第74期第2四半期) 自 平成29年4月1日 平成29年8月9日 至 平成29年6月30日 関東財務局長に提出 (第74期第3四半期) 自 平成29年7月1日 平成29年11月10日 至 平成29年9月30日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19

条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨

時報告書

平成29年3月31日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19

条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書

平成29年11月17日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)の規

定に基づく臨時報告書

平成30年3月13日関東財務局長に提出

(5) 自己株券買付状況報告書 金融商品取引法第24条の6第1項に基づく自己株式の取得における自己株券買

付状況報告書(報告期間 自平成28年12月1日至平成28年12月31日)

平成29年1月13日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年3月16日

カゴメ株式会社 取締役会 御中

名古屋監査法人

代表社員 公認会計士 今 井 清 博 業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 市 川 泰 孝

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカゴメ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用 される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リス ク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する 内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見 積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カゴメ株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、カゴメ株式会社の平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手する ための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重 要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評 価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、カゴメ株式会社が平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月16日

カゴメ株式会社 取締役会 御中

名古屋監査法人

代表社員 公認会計士 今 井 清 博 業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 市 川 泰 孝

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカゴメ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第74期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カゴメ株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。